

---

平成24年第5回大和町議会定例会会議録

---

平成24年9月4日（火曜日）

---

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	産業振興課長	高橋久君
副町長	千坂正志君	都市建設課長	千葉恵右君
教育長	堀籠美子君	上下水道課長	堀籠清君
代表監査委員	渡邊仁君	会計管理者兼 会計課長	八島時彦君
総務課 まちづくり 務り長	伊藤真也君	教育総務課長	菅原敏彦君
財政課長	八島勇幸君	生涯学習課長	森茂君
税務課長	庄司正巳君	総務課 まちづくり 対策 官	石垣敏行君
町民課長	高橋正治君	総務課 まちづくり 危機対策 官	瀬戸正志君
環境生活課長	高橋正春君	産業振興課 企業誘致 対策 官	浅井茂君
保健福祉課長	瀬戸啓一君		

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	主査	藤原孝義
議事班長	千坂俊範		

## 議事日程

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

日程第 2 「一般質問」

- ・渡辺 良雄 議員
- ・馬場 久雄 議員
- ・槻田 雅之 議員
- ・藤巻 博史 議員
- ・平渡 高志 議員
- ・高平 聡雄 議員

日程第 3 「議案第 56 号 大和町東日本大震災復興基金条例」

日程第 4 「議案第 57 号 大和町児童館設置条例の一部を改正する条例」

日程第 5 「議案第 58 号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の  
一部を改正する条例」

日程第 6 「議案第 59 号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例」

日程第 7 「議案第 60 号 平成 24 年度大和町一般会計補正予算」

日程第 8 「議案第 61 号 平成 24 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 9 「議案第 62 号 平成 24 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 10 「議案第 63 号 平成 24 年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

日程第 11 「議案第 64 号 平成 24 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 12 「議案第 65 号 平成 24 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

日程第 13 「議案第 66 号 平成 24 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第 14 「議案第 67 号 平成 24 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

日程第 15 「議案第 68 号 平成 24 年度大和町水道事業会計補正予算」

日程第 16 「議案第 69 号 平成 24 年度大和町立宮床中学校屋内運動場増築工事  
(建築本体) 請負契約について」

日程第 17 「議案第 70 号 町道路線の廃止について」

日程第 18 「議案第 71 号 町道路線の認定について」

午前9時59分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本会議を再開しますが、その前に一言だけお話をさせていただきますが、大変温度も上がってきております。今クールビズであります。議会議員皆様と申し合わせしましたことから、最初だけは上着を着ていただくということの申し合わせをさせていただきましたので、大変暑さ厳しい折、大変だと思いますが、ちょっとの時間だけ我慢していただいて、あとは上着を脱いで構いませんので、その申し合わせだけは守っていきたく、このように思いますから、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

---

### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、13番高平聡雄君及び14番馬場久雄君を指名します。

---

---

### 日程第2「一般質問」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

おとといの運動会で肉離れを起こしてちょっと足を引きずっていて長く立ってられないので早目に終わりたいというふうに考えておりますけれども、私、大和町を代表させていただいて宮城県の後期高齢者広域連合議会に代表で議席26番で8月10日に議会に参加をいたしました。そういったことで、後期高齢医療制度、こういったものに少し興味を持っておりますので、きょうここで通告に従って一般質問をさせていただきます。

それでは、始めます。

後期高齢者医療の保険給付は、宮城県広域連合で行われております。平成23年度の連合での保険給付費は2,067億円でありました。高齢者1人当たりになりますと平均給付費は76.3万円になります。先日新聞にありましたが、全国では80万円を超えたとい報道が数日前にありましたけれども、大和町にあっては2,989名の後期高齢者が住まわれており、保険給付費は20億円、特別会計負担金、これは両方合わせて、給付費と、それからもう一つありますけれども、合わせて3億3,000万円とのことでありました。宮城県の人口は、現在230.3万人、後期高齢者は27.1万人とのことであります。県の予測によりますと、平成35年には県の人口は14万人減少し、中でも15歳から60歳までの生産年齢人口、これは17.4万人減少すると見積もられております。そして、後期高齢者数は、現在に上乗せで5.24万人増加すると見積もられております。もし仮に現在の給付額ですと、約400億円増加する見込みになってしまいます。

後期高齢者医療制度については、いまだ政府がどのように制度を変えるのか姿が見えておりません。しかし、どのように制度が変わってもこの少子高齢化の日本において、若年層からの支払基金交付金ですか、これは854億円、宮城県であったそうですけれども、大和町は2.9億円ということですが、こういった若年層からの支援金、こういったものの増額というのは難しく、ゆえに無駄な給付を抑制することが肝要なことであると思います。

このような中、集合体の広域連合だけでは給付費の抑制ができるでしょうか。やはり連合する市町村の行政も努力しなければならないというふうに考えます。町内を見ますと、シルバー人材センターなど働く喜び

の場の提供やさまざまな福祉政策、生涯教育施策などによる高齢者の生きがい充実、健康維持増進する本町のこれまでの施策とともに、3年前、町長は堀籠副議長が一般質問で介護支援ボランティア制度の導入を図れということに対して検討するというようなことでしたけれども、こういった2年前で約40から50でしょうか。それから、今は鳥取県やその他ほかの県単位で介護支援ボランティア制度導入を図ってきております。物すごく急速に拡大をしてきておりますけれども、こういったものの導入、これを図り、それからもう一つは、これは非常に大きな問題ですけれども、後期高齢者のみならず全体でございますけれども、被保険者、医療機関に対してジェネリック医薬品のさらなる広報を行い、また市町村の給付費格差、これを研究して反映させることも重要な施策ではないかと思われま。この格差については、県の発表によりますと、平成20年度、今出ているデータで一番新しいのが平成20年なんですけれども、最も高いところは78.4万円、最も安い市町村では58.3万円、大和町は平成20年、66.9万ということでございますけれども、このように格差がございます。こういったものも研究する必要があるのではないかと。

もう一度繰り返しますけれども、広域連合のみならず、本町も後期高齢者が安心して医療を受けられるように制度運営あるいは財政運営に取り組むことが大事であると思えます。町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。

それでは、ただいまの渡辺議員のご質問にお答えをします。

老人医療費を中心に国民医療費が増大する中で、国民皆保険を維持し医療保険制度を将来にわたって持続可能なものとするため、平成20年4月に後期高齢者医療制度を創設することとされ、その運営主体として都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合を設立することになりました。

宮城県におきましても36の全市町村が加入しまして、平成19年2月8日に宮城県後期高齢者医療広域連合を設立いたしまして、保険料の賦課を初めとして後期高齢者医療の事務のほとんどを実施し、市町村は保険料の徴収事務と被保険者資格や医療給付に関する届け出など被保険者の便益に寄与する事務、また広報と制度の相談事務を行っております。

後期高齢者の医療費抑制は重要事項として、広域連合事業としましては検診事業と歯科検診モデル事業を実施して、市町村では前期高齢者や国保加入者の特定健診受診率向上と検診結果の説明会、さらに要指導該当者には個人ごとに指導して成人病や疾病の悪化防止を図っておるところでございます。

本県の後期高齢者数、医療費は毎年増加傾向を示しておりまして、本町では平成23年度の被保険者数は2,989人で1人当たり医療費は平成22年度で70万8,632円と増加しておりまして、給付費を抑制することは重要なことでございます。

介護支援ボランティア制度につきましては、東京都の稲城市が制度を考案しまして、介護保険料の減額制度を厚生労働省に要望しておりましたが、ボランティアにはなじまない対価的性格があること、また保険料は所得に応じて決定されるため減額制度はなじまないために減額制度を断念してポイント制として平成19年から有料ボランティアとして運用されておるようでございます。65歳以上の方が介護施設等でボランティア活動した際にポイントがたまりまして、それを換金や福祉事業に寄附ができ、また高齢者の方々がみずから介護ボランティア活動に参加することは心身の健康の保持や増進につながり、介護予防にも資するものと考えられております。

本町では、各地区の生き生きサロンで地区ごとにボランティアとして対象者も参加されておりまして、また福祉施設での演芸ボランティアや趣味の講座講師として対象に出向いて活動いただいておりますので、継続的に福祉ボランティア活動に参加を呼びかけましてご協力をいただいております。

検診の受診率向上につきましては、町民の健康維持のため継続努力をしておりますし、今後特にジェネリック医薬品の使用を推進するため



に医療費通知のはがきのようにジェネリック医薬品を使用した場合にはどれぐらい薬剤費が減額になるかの通知書を送付しての啓発や保険証に張ることのできるジェネリック医薬品を希望というシールの配布、また生き生きサロン等の集まりで説明を実施して理解を深めてまいりたいと思います。

厚生労働省では、ジェネリック医薬品の利用率を22.3%、これは平成23年の9月現在ですが、から平成24年度では30%まで向上を推進しており、医療機関には医師会等を通じ協力をお願いし、医師会からは医療機関にチラシ等を配布して理解を求めており、今後も継続して医療機関や薬局に依頼して利用率向上を図り医療費の抑制に努めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）  
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

答弁ありがとうございます。

まず、介護支援ボランティア制度についてももう少しお伺いをさせていただきたいと思います。

介護支援ボランティア制度、これは現在全国的に広がってきているわけですがけれども、これは張り合いを持ちたい元気な高齢者、それから人手不足に悩む介護現場、そして活発に体を動かす高齢者がふえることで、介護予防、コスト削減を見込む自治体、三方一両得という仕組みであるかと思います。3年前に検討されるということでしたけれども、何か今のご答弁聞きますと一歩後退した感が否めないということで、やるのか、やらないのかというところが全然見えてこないわけですがけれども、生き生きサロンのボランティアですとかそういったボランティアは当然従来からある制度でございまして、新たに介護支援ボランティアというのはちょっとやはり違うというところがあるかと。今申し上げましたようにあるかと思います。活動の場所も介護施設だけではなくて、デイサービスセンターですかとそういったようなありとあらゆるいろんな場に出か

けていくということで、ボランティアの人たちがそういう、例えばデイサービスですかとそういったところ、地域にあって、デイサービス、比較的地域の中で孤立しているような場合もございますけれども、そういったところでボランティアの人が出たり入ったりすることによってそういった連帯も生まれてくる効果も期待できると。そういったこともありますし、デイサービスなんかでも人手不足の解消につながる。そういったいいことづくめではないかと思えます。もう少し前向きにご検討いただけないものか、答弁をお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

介護ボランティア制度につきましては、先ほど申したとおり、最初の、これは大和町だけではなくて大きな目的としましていろんなことはあるのですが、それを有償化して、そして介護保険料に反映をさせるという大きな目的があって最初スタートしたところでございます。先ほど申しましたとおり、そういったものにつきましては、この医療費、介護保険料等の問題、そういったものになじまないということで、有料ということではなくポイント制とかいろんなそういった形の中で、保険料の減額ではなくそういう形になってきたというふうに聞いております。各地区というか、さっき稲城市と申しましたが、全国で何カ所かやっているというふうにも聞いております。このボランティアという考え方だというふうに思うんですが、そういった得点がつくボランティア、そういうところでやるところもありましょうし、大和町の場合は、先ほども申しましたとおり、生き生きサロン等ではありますけれどもそういった形で既に有志の方々がそういった積極的な対応をさせていただいているということが一つございます。改めて、その方々は代償を求めているわけではないということもございます。

また、もう一つ言えば、そういった介護等につきましては今お手伝いという、介護というよりもお手伝いといいますか、そういった形のもの

につきましてはシルバー人材センター等でもそういった形のものを今町として取り組んでおるところでもございます。こういった方法の一つのボランティア、介護に限らずという形の広さでシルバーは考えられるというふうに思っております。

決して前よりも引っ込んだとかということではなくて、制度を研究した結果、今そのそういったポイント制とかそういうものよりも今やっているものについてご協力をよろしく願いますということ、さらにはそういったシルバー人材センターとかそういった形の別な形での対応も図っているということでございますので、そういった形で今は町は進めているというところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

町長とちょっと綱引きになってきたような気がするんですけども、生き生きサロンのボランティアですとかそういった形ですと、確かに町の中の集会所ですとかそういったところでの活動になると思うんです。それが介護支援ボランティアとなりますと、施設ですとかデイサービスとかそういったところでちょっと場所が変わる。それと、生き生きサロン、1カ月に1回とかそういった程度でしか行われていないと。ところが、介護支援ボランティアとなると、その方が行きたいと思えば何回か行くことができる。それでも1日1ポイントで最大でも5,000ポイントですか、ポイント制度があるようでありまして、そういったポイントになっているんですけども、行くことは何回でも行けるということで、貢献度とかそういったのも違いますし、それからもう一つは、高齢者自身がその介護者のそういった姿を見て、自分もそうならないためのいろんなことを考える、勉強する機会がふえるという効果もございます。現にこの、ちょっと今探し切らないんですけども、資料にはございますけれども、相当医療費が下がっているという実績がここに、レポートがもう出ております。そういったことで、従来の生き生きサロンのボランテ

ィアですとかその他のボランティア、そういった概念で捉えるのではなくて、少し違った形で介護支援ボランティアというものをもう一回見つめていただきたい。これが私のお願いでございますけれども、答弁をよろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

生き生きサロンに限らずという形でいろいろな施設に対してボランティアといいますか、実際そういった活動をやっているボランティアさんもおいでだということもご存じだと思いますけれども、生き生きサロンに限らず施設に赴いて定期的にボランティアをやっている団体さんもございます。

また、これ前にちょっと施設の方々と話したときにこういう話がありました。ボランティアは大変結構なんです、ボランティアの方の都合だけで来られても困ることがあるんですよと、受けるほうで。そして、そういったことの連絡体系とか、この時間に、やはり来てほしい時間に来てほしいとか、ローテーションとかそういったことの調整の難しさもありますねという話は前に施設の方からも聞いたことがございます。いろんな課題があるんだというふうに思います。いろんな施設があって、そこで常時人が足りない。ですから、こういった方々に来てほしいというような施設があるとか、やはりその施設、施設なり、またその地域、地域の条件というのがあるというふうに思っております。そういった意味では、今お話しのとおり、総合的に考えれば皆さんがいいことにつながっていくということの中でいろんな課題も出てくるというふうに考えております。

以前やった、我々このボランティアについていろいろご質問等あったときに、そういったことを研究したときにそういった課題があったというふうに思っております。それで、町としましては、現在はそういった有償でなく今やっていただいているボランティアの方にさらにご協力をいただきたい。また、さっきも言いましたけれども、シルバーの形でやっていた

だくということで、一つのボランティア制度ではない形の取り組みを今やってきたところでございます。課題がいろいろあるんだというふうに思いますので、呉でしょうか、ちょっと呉かどうか、費用も下がったというふうにも聞いておりますが、そういうお話ですが、その辺についてはちょっと私今その資料を手を持っておりませんので、どういった効果が現実的に出ているのかというものについて再度そういったものを調べてみることは必要かというふうには思いますけれども、先ほども言いましたけれども、やはりその施設なり、その地域なりの特性といいますか、そういったことも考慮した中で取り入れるといいますか、考えていく必要はあるんだろうというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

介護支援ボランティアにつきましては、この程度にとどめまして、次にジェネリック医薬品についてお尋ねをしたいと思います。

ジェネリック医薬品、2008年の医療費ですと34兆円ですか、ちょっと資料が古いんですけども、そのうちジェネリック医薬品の徹底を図れば1兆円は減ずることができるというような資料もちょっと拝見をさせていただきました。ジェネリック医薬品、高血圧の方が降圧剤、これ1年間、新薬で飲まれると1万3,000円ぐらいかかるのがジェネリックにすると3,000円か4,000円で済むといったような事例も聞いております。後期高齢者の医療費抑制の中でこのジェネリック医薬品の使用というのは大きな位置を占めるのではないかなと思います。

レセプト関係で国民健康保険中央会というところがレセプト電算処理システムというのを稼働させているというふうに聞いております。この電算システムというのは、画期的と思われるのは、何の薬品を、新薬を使ったのか、ジェネリックを使ったのかが集計ができるというふうに聞いておりますが、この電算処理システム、これは本町としては採用についてはどのようになっているのかちょっとお尋ねしたいと思います。

議長 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、確かに今使っている薬、これをジェネリックにかえるとどうのという差といたしますか、そういったのが出せるシステムになっております。それで、現在はまだやっておりませんが、ことし、今年度から大和町でもこの薬を使っておられますが、こちらにするとこのぐらいの差になりますよというような、何ていたしますか、報告といたしますか、お知らせといたしますか、そういったものをそちらから発送してもらって、個人個人に発送して、その差をお知らせし、あと判断するのはご本人だと思えますけれども、そういった報告といたしますか、これを今使っている薬をジェネリックにすればこのぐらいの差のものになりますというお知らせはすることにしております、はがきのほうです。

議長 長 （大須賀 啓君）  
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

お知らせをするということと、それからもう一つ先ほどご答弁いただいた中では、医療機関には医師会等を通じて協力をお願いしというふうにございますけれども、やはりお願いをするには限度があろうかなというふうに思われます。医療の現場でも病院に夕方行きますと、製薬会社の方々がかなり営業に来られております。激烈な競争社会といたしますか、そういった中での医薬品の使用という一面も私なんか前の仕事の中でかいま見たわけですがけれども、医療機関ではできるだけ新薬を使いたい方向なのかなと感じさせられる部分があるんですけれども、先ほどのこのレセプト関係、これを進めていただいて、これらの数値を表に出して、こちら側から外堀を埋めて本丸を攻めるといような医療機関に対して

のことも必要ではないかと思うんですが、その辺はいかがでございましょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

医療機関へのお願いといいますか、外堀を埋めるという表現されるとちょっと私どういうふう解釈していいのかわれんですが、医療機関に対しまして医師会を通じて今お願いをして、医師会から医療機関にというふうな流れでございまして。あと、町としましては、先ほども答えの中に入れてきたけれども、保険証にジェネリックを希望する方には、なかなか自分から言い出しがたいということがあるということもありますので、そういう方はシールを張って、それを見せれば相手方に伝わるといような工夫、これも今後やろうとしておるところでございまして。

町からこれを使いなさいとかということは、そこまではちょっとできないんじゃないかなというふうに思っております。ジェネリックと言っても100%同等比ではなくて、原体が一緒とかそういったことがあるようございまして、最終的な判断は個人もありましょうし、あとお医者さんもあるんだというふうに思っております。町のほうからお願いはできるものの強制というところまでは行けないんじゃないかというふうに考えております。したがって、患者さんから言いやすい態勢といいますか、そのシール、保険証にシールを張って見せられると。あと、患者さんが自分で使ったときにはどういう金額になるというその金額の差の判断ができる材料をまず町のほうから提供するという、あとはお医者さんに対してはそういった形で町としてもそういったことをやっておる中で、なおジェネリックにご協力をというようお願いという形になってくるというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

患者さんにも、お医者さんにも町として、本町としてこれを使え、確かにそれはできないわけでございまして、ただ広島県の呉市の場合でちょっと紹介をさせていただきますけれども、2008年の7月に医療費の抑制を主としてジェネリック医薬品促進通知サービスを全国の自治体に先駆けて始めたというのが広島県の呉市だそうです。呉市によりますと、初年度に通知を出した人の6割がジェネリックに切りかえたそうであります。抑制効果が初年度だけで約4,400万円下がったと。これはもちろん後期高齢者だけではなくて全体の中ですけれども、そういうふうに効果があるということで、先ほど外堀を埋めると言いましたのは、そういった電算処理システム関係でそういった形が見えてくれば医療機関も一概に使えないものは使えない、新薬しか使えないわけですが、ジェネリックでいいものをあえて新薬を使うというのもしにくくなってくるのかなと、そういうふうにも思いますし、ぜひそういうことでのジェネリックのさらなる推進をお願いをしたいと思います。

以上で1件目について終わらせていただきます。

失礼しました。もう1点です。ちょっとご回答いただいてないんですが、市町村の1人当たりの医療給付費の差と申しますか、平成20年度では一番高いところが78.4万円、一番低いところは58.3万円、大和町は66.9万円。ことしは70万円ですか。70.8万ですか、ですけれども、これにつきまして、町長、どのようにお考えでございましょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これにつきましては、明確にはちょっと、これでこの結果、この原因がこうでというものはちょっとまだわからないところでございまして、健康の度合いということもありましょうし、それから何ていいますか、人によっては何軒も病院を回るような、同じ病気で。初診をずっ



とやるというようなことも以前あったように聞いておりました、そういったところにつきましてはどうしても医療費が高くなるというような話も聞いたことがあります。これが今の一番高いところに当てはまるかどうかそれは別として、そういったことによっても高くなる要素があるというふうにも聞いております。

あとは、やはり常日ごろから健康に留意して、そういった健康のほうの対応をしている部分でお医者さんにかかる度合いが少ないのは当然少なくなってくるというふうに考えております。

あと、統計的に見れば塩分の多い食べ物を食べる地区とか、地域とか、そうでないところの差もかなりあるというふうに聞いております。一概にこれという原因はなかなか定かにはできないというふうに思っておりますが、さまざまな要因が加わっているというふうに思います。

大和町につきましては、今70万ということで中間よりちょっと高いぐらいでしょうか。アンケート調査とかでやった場合に、大和町の場合は血圧が高い人が多いとかそういった統計が出てきております。そういった意味で、そういった方々の食生活の改善とかすることによって血圧を下げるとかそういった努力をすることによって全体が下がってくることもあるというふうに思っております。その辺、きのうのご質問でもちょっと、松浦さんのご質問でしたか、いろいろ統計も出てきておりますので、健康たいわ21とかそういうの出ておりますので、そういった形の中で食生活の改善とか日常生活の改善、そういった指導もしながら全体を下げるという努力をしていかなければいけないというふうに思っております。

議長 (大須賀 啓君)  
渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

ここで一番高い市町村の名前とか申し上げるわけにいかないんですけども、高いところはずっと高いんです。低いところはずっと、概して都会が高くて田舎が低いというふうに見積もられるんですけども、こ

れはやはり健康度維持、昨日、松浦議員のほうから質問がありましたけれども、健康度維持、こういったものとか、医療機関、こういったものによるのかと。これ一回どなたかで研究していただけたらなど。研究してみる価値はあるんじゃないかと思います。高いところはいつも高いわけですから、安いところはいつも安いわけですので、その安いところ何で安いのか、安くて済むのか。それを本町にもいいところは、悪いところはまねる必要はないわけで、いいところはとったらなというふうに思います。これは答弁は結構でございます。

続いて、2件目の地域と一体となって「田舎暮らし」を売り込めということについて質問をさせていただきます。

みやぎの中核都市・大和として第四次総合計画がスタートし基本構想、基本計画をを推進中であります。しかしながら、人口に関する現状を見ますと、トヨタ自動車、東京エレクトロンなど超一流大企業が進出している中、杜の丘あるいは吉岡南など住宅団地では住民が増大しておりますけれども、その他の地域では学校の統廃合や複式学級なども含めて人口減少の一途であります。

目を転じてみますと、多様な価値観の中、スローライフあるいは田舎暮らしの勧めも静かなブームとなってきております。新たな住宅団地の造成などスクラップ・アンド・ビルド、こういったのが少し時代が終わりにかけているのかなと思うのは私だけでしょうか。既存のものを大事に使う時代ではないかと思います。

大和町は、東北の大都会仙台市に隣接しております。大都会に隣接した自然美しい大和町、何と恵まれていることでしょうか。この利点を生かさない法はありません。町と地域で「空き家バンク」を創設、運営して情報を発信し、また若者定住促進事業、これは若者定住促進空き家取得支援金ですとか若者定住促進住宅新築増改築支援金、若者定住促進空き家賃貸支援金などの制度を行えば、現在の住宅団地のみならず従来の集落地域にも定住を求める若者が増大する可能性が大いにあります。まずは研究からでも結構でございます。町長のお考えを伺います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、地域と一体となって「田舎暮らし」を売り込めについてでございます。

現在の社会情勢等によりまして、自然豊かな地方での生活を希望する声が聞かれています。これに対し、地方自治体では、都会との交流、過疎対策や空き家対策などの施策としまして「空き家バンク」などの定住促進事業を実施している状況でございます。空き家バンクは、空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申し込みを受けた情報を町内へ定住等を目的として空き家の利用を希望する方に紹介を行うシステムでありまして、空き家の解消、定住促進、地域の活性化などの効果が期待されるものでございます。都会などから移住するに当たっては、定年後自然豊かな地方で生活したい、農業で生計を立てたいなど新たな居住地を決定するポイントはそれぞれに理由があるものと考えられ、それに合った対応が必要とされます。

当町におきまして、これまで従来の集落地にある空き地を探している等の問い合わせはほとんどありませんで、具体的な空き家情報については現在調査はしていないところでございます。空き家バンクにつきましては、今後供給可能な物件がどのくらいあるのか、または役場以外、いわゆる不動産屋さんとかそういった方々にそのような問い合わせがどれだけあるのかなどの情報収集を行うなど検討したいと考えております。

なお、若者定住促進策につきましては、他の自治体の事例があると思われませんが、それらの自治体を取り巻く環境やその事業効果につきましても調査してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

ご答弁ありがとうございます。本町で人口ふえてる、ふえてると手をた

たいて毎日喜んでいる状況ですけれども、ちょっと詳しくというか、少しだけ分析をしてみますと、十年一昔といいますけれども、10年前、平成14年の人口はどうなったんであろうかといいますと、平成14年には人口が2万4,179名、現在24年の8月で2万6,432名、2,253人、本町はふえているというところがございます。その中を住民基本台帳による地区別人口の推移ということで平成22年まで町民課のほうで出された資料を見ますと、吉岡では10年前に比べて1,312名増加している。それから、宮床では2,039名増加している。ただし、宮床全部で20年の8月で8,395人ですけれども、そのうちの6,234人が団地になります。もみじと杜の丘です。そうしますと、宮床の従来地域としては2,100名くらいになりますでしょうか。それから、吉田は500人、10年前から500名減少している。鶴巣は10年前、318人減少している。落合は163人減少している。もう宮床も団地でふえているんですけども、実質はこれ宮床のほうも減って全部やはり減っているというふうに思います。

浮かれているとどんどんどんどん減っていってしまうと。現実には複式学級なんかも出てきているわけですけれども、「田舎暮らしの勧め」ですとかこういったものをネットで見ますと、近隣の自治体でも少し始めているところがあるということで、隣の大崎市なんかも空き家バンクなんかを、あるいは山元町ですか、県内ではこの2カ所ぐらいでしょうか、空き家バンク。しかし、全国で見れば、そういう定住促進に向けた動きがどんどん広がってきているというふうにも思われます。

今、町長のほうから研究するということでしたので、研究に当たってひとつお願いをしたいのは、従来町が不動産屋さんみたいなことをやっても、私は始まらないと思います。そうではなくて、ちょっと違う取り組み、これは全国、研究していただければわかるかと思うんですけども、単なる不動産屋さんみたいなことを町が、行政がやるのではなくて、地域と一体となってそこに若者を呼び込むんだという上での空き家バンクとかそういったものを設定をする。それから、定住促進法とリンクする。そういった制度が必要ではないかと思います。全国の市町村で思い切ったところでは、支援金として120万円を出すとか、100万円を出すとかいろいろ策を講じております。それから、空き家バンクにしても

従来の不動産屋さんの情報とはちょっと異なる情報といいますか、そういったものを町が提供している。それによって、それをネットで公表して、そのつながりを持っていくということで、ちょっと売買そのものまで町が手を出すということではなくて、そこは手を出してはいけないところは当然出してはいけないわけですし、そういったことで人がふえる、あるいは若者を呼び込む、こういったことを地区と町が一体となれば、この人口減少に少しは歯どめがかかるのではないかというふうに思われますので、ぜひにお願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、人口のお話ありました。確かに吉岡、宮床がふえているということでほかが減っている現状があります。また、宮床につきましてもみじヶ丘、杜の丘がふえて旧ということでは宮床につきましては減少。吉岡も同じでございます。やはり南区とか志田町、その辺はふえているかもしれませんが、中町、上町、こちらが減ってきていると。町でもやはりそれらの状況があるというふうに思っております。

そういった中で、定住促進といいますか、人を呼び込むということでございますので、それぞれの環境によって状況も少々違ってくるところがあるというふうに思います。今成功している例、お話しいただきました。そういった成功例のこういった環境の中でそういった施策を打って、独特の施策を打って成功したか。どこでも同じものが当てはまるものでは当然ないんだというふうに思っておりますし、大和町の場合はそういうふうに団地のところとそうでないところの差がかなりギャップあって、全体では伸びているという状況がございますので、これもまたちょっとほかのところと違った傾向にあるんだらうというふうに思っております。その効果とかそういったものにつきましては今お話しのとおり、その状況によって、設定する状況によって違ってくるといこともございますので、その辺も含めて調査してまいりたいと。

もちろん不動産屋をやるということではなく、こちらは来ていただくための情報の提供ということになるというふうに思いますので、もちろんそういったことだというふうに思っております。

あと、地域の方々との連携、これは一番必要だというふうに思っております。意外に自分の建物を貸したがない方もいるんです。お店なんかでもそうなんです、以前ここで商工会で調べたことがございました、商工会の空き店舗調査ということで。それで、空き店舗は随分あるのですが、表を貸していただけますかと言ったときには、たしか数軒しかお貸ししますという方がおりませんでした。やはりそういった家主さんといえますか、そういった方々の考え方もあろうかというふうに思いますので、一遍に物があればできるという状況ではないというふうに思いますが、その辺も含めまして、先ほど申しましたけれども、いろいろ情報収集等してまいりたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）  
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

今ここにちょっと資料で準備はしたんですけれども、市町村によっては土地、その地域と話し合っって区画を決めて、団地の造成となるととんでもない金額になりますけれども、その地域で宅地を三つとか四つとかつくって、そこに若者を呼び込もうというようなこともここでは紹介をされております。

それから、地域にあっては、古民家、これを紹介をしてそこを改築をして、そこでラーメン屋さんですとかパスタ店ですか、あっちのどこですか、山に行くときに途中で幾つかレストランありますけれども、そういったような形になるのかななんて自分ではイメージしたんですけれども、そういったことでレストランですとかそういったものを開業してもらって、そして人口増加につながっている。こういった例も少し、ほんのわずかですけれども紹介がありました。

そういったことによって地域が活性化、お店がふえて、宮床の奥のほうにも幾つかレストランとかそういったのがございますけれども、そういったものがどんだんふえていけば地域も活性化するというふうに思われますので、ぜひにこれにつきましては人口、今減少しているわけですので、それを減少を多少でも食いとめる、あるいは増加に転ずるとするのは難しいかもしれませんが、やはり手は打たなければならないと思いますので、研究のほうをよろしくお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終了させていただきます。

議長 (大須賀 啓君)

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

14番馬場久雄君。

14番 (馬場久雄君)

前者は何か運動会、肉離れということで名誉の負傷で大変だったですが、私、志田町に属しているんですが、おとといの優勝したということもありまして、何か内臓のほうはまだ負傷しているような感じでございます。

そういったことで、きょうは1件なんですが、町内会の活動はいかにあるべきか、町としての考えを問うということでご質問させていただきます。

ます。

3.11の大震災以来、地域のきずなということできずなの大切さが取り上げられております。町内会の活動というものに関して、この間新聞の情報なんですが、若干三つの目的といいますか、そういったものがあるのではないかということを読みましたので、この件で質問させていただきます。

町内会の活動は、広く地域課題に対処するものだということでありまして、一つは住民全体を対象に企画して住民が顔を合わせて楽しみながら交流するんだということを目指す活動しております。そのためには、親睦や生きがいを通して地域住民の交流、連帯感を生み出す活動を行う。

また、二つ目には、今までですとごみの分別収集とか環境美化とか、そういった形で課題を整理してくるということを目的にやってきたんですが、3.11以来、大震災を経験したということでもありますので、こういった地震、津波対策、また弱者である高齢者、子供たちの安全安心の見守り、そういったことも求められてきておるといようなことです。

それだけにとどまらず、このごろは新しく入ってくる、住まわれる方も結構いらっしゃいます。さっきの前者の質問に人口の増加ありました。町長答弁で、吉岡地区はふえているというふうなお話ですけれども、地域によってばらつきがあります。そういったことで、新しく企業が進出したおかげで全然大和と関係のなかった方々が入ってきております。そういうことで、いろいろ住民の方々に対する求めといいますか、ニーズが違ってきております。そういったことに対する説明、例えば人によっては生活相談の窓口を置かなければいけないとかそういったことも求められているのではないかというように、新聞に載っておりました。私もなるほど、町内会の活動というのは多岐にわたっているんだなというふうに思っております。一番重要なのが、今後そういったプライバシーへの配慮をしながらどのようにしてコミュニケーションとっていくかということが大事になってくると思っております。

第四次の総合計画におきましては、自治組織の育成強化に向けて検討を進めるというふうになっております。良好なコミュニケーションを保つた



めの啓発とか指針であるとか、町として町内会の皆さんにはこういったことをぜひ実現してほしいとかというふうなものがありましたら、町長のお考えをお聞きしたいということでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの馬場議員のご質問にお答えいたします。

3.11の東日本大震災発生以来、きずなという言葉がクローズアップされ、2011年の世相をあらわす漢字にも選ばれたところでございます。東日本大震災で家族や仲間とうとい命を失うことや、また連絡がとれずに不安な日々を過ごした体験は、改めて家族、友人、地域の人々とのきずなの大切さを知り、希薄になっていると言われる人間関係に気づくきっかけとなりました。

当町におきましては、幸いにも沿岸部と比べると被害は少なかったところでございますが、それでも家屋の損壊、道路を初めとした公共施設の被害など相当の被害が発生しまして、24年度内の復旧に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

今回の大震災では、町で設置した避難所のほかに地区で設置した避難所が9カ所設けられまして、地区ボランティア、自主防災組織及び婦人防火クラブの皆様に避難所を運営していただきました。改めて地域のきずなの重要性が見直されたものと感じております。

町内会の活動につきましては、各地区それぞれに長年積み重ねてきたものがあり、町として一律にこうあるべきというものは持っていないところでございますが、地域住民の交流、防災、防犯、交通安全、高齢者支援、環境美化活動などを基本として地区独自の活動を展開していただいているところでございます。

第四次総合計画では、まちづくりを推進するキーワードとして「協働」と「人づくり」を掲げております。第四次総合計画を実現するためには、町の取り組みだけでは限界があり、防災、防犯、環境保全等さま

ざまな面におきまして町と住民や町内会との連携が必要となっております。協働のまちづくりが地域の協力のもと推進できるよう努めてまいります。

また、町内会などの地域活動を推進するためには地域のリーダーが必要であり、人づくりが欠かせない状況にあります。町では、地域づくり推進事業などにより地域おこし等のノウハウを取得し地域において実践していただくなど、地域において活動する人材の育成が重要であると考えており、今後とも人材育成の支援を行ってまいりたいと思います。以上です。

議長 （大須賀 啓君）  
馬場久雄君。

14番 （馬場久雄君）

今ご答弁ちょうだいしたところなんですが、町内会の活動というのは各地区で長年積み重ねてきた実績があります。おのおのの地区で活動形態とか違うんだろと思いますが、基本的にはさっき言った三つのポイントに集約されるのかなというふうに思っております。

やはり人が減っていくということも一つのあれですけども、ふえていく地区、おのおの新しい方々が入ってくる。それなりに各地区としてはどういった対応をしたらいいかということで進めておるんだろと思っております。

地区独自の活動は町のほうからいろんな各種団体への活動、またさっき出ました防災、防犯、交通安全とか環境美化活動、そういったものは当然のごとく皆さんでやっておるんですが、やはり町長述べられたリーダーと申しますか、人づくりというものが一番大事なのかなと思っております。

そこで、今まで漫然と各地区でやっているからそうだというんでなくて、もっともっと人づくりと申しますか、リーダーの発掘に何か研修会を開くとかこういったものあるんだとかやっておるのかどうか。

また、今回のように新しく区長さんがかわられ、区長さんと申しますか、

町内会長さんというかがかわられたときに、町としてはこういう姿を求めたいんでそれに各地区の住民の方々にもっともっとそれを啓発してくれないかというふうな具体的な何かそういうふうな目的を持っているのかどうか。全部もうトップがかわればそのまま地区にお任せというのもあるんでしょうけれども、町としてやはり新しい方々入った場合にそういった方々も受け入れられるような、飛び込みやすいようなそういった形をつくっていかなければいけないなというふうに思っています。

さっきありました基本計画といいますか、大和町の総合計画の策定懇談会の提言というのがありますね。たまたま見ておりましたら今野善行議員が会長のときにつくったあれで、これは一番トップに提言書ということで、あらゆる世代、町内すべての地域、そして新旧住民のみんなが定住できる町。要は、協働と人づくりのことなんです、やはり具体的にはこういうことだと思えます。そういう実現を目指したまちづくりを進めていくということが大切だと思いますという提言をいただいているわけです。そういうことで、みんなで進める協働のまちづくりというものをもっともっとすばらしいものにするためには、リーダーの発掘といいますか、やはり共通した考えを持ってやるべきではないかなと思うんで、いま一度町長のお考えをお聞きします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、いわゆる人づくりと言ったときにどういったことでやっているかということで、実際、例えばリーダーになって区長さんになってもらうための人づくりというような形ではやっておらないところでございまして、地域の何かやる場合にリーダーシップをとる、またはどういった進め方をしたらいいか、そういった形の講座を何期かに分けてやっておりました。そして、そういった方々に地域に今度戻ってもらいまして、地域でいろいろ活動してもらおうというよう

なシステムで進めてきた経緯がございました。現在はちょっとそれはやっておりますが、その結果、いろいろ地域での活用もなされているというふうに思っております。

ただ、区長さんになるための講座とかそういったことではございませんので、いわゆる何ていいますか、地域をまとめてみんなで進めるためにはどういったことをやったらいいのか、どういった進め方をしたらいいのかというような講習を受けながら一緒に行動しながらやるというような研修といいますか、人づくり講習やっておったところでございます。

また、改めて区長さんがかわったときということに対して基本的なことはお話しするというふうには思いますが、区長さんがかわった場合には、その区の歴代の歴史とかあるわけでございますので、区長さんに改まった講習というかそういったことでは特別にはやってないのではないかとこのように思います。新しく区ができたとかそういう場合にはまた違ってくるというふうに思いますが、新しくというのは全く新規という意味です。そういう形でございます。

また、提言であらゆる世代の方々、あらゆる地域の方々、また新しい方、前から住んでいる方がみんなが住める定住の町というのは、これは基本でございまして、そのとおりそういったまちづくりを目指していくということになると思います。そういった中で、あらゆる世代、まとまるのが一つの地区のエリアになれば区といいますか、地域になるというふうに思いますので、そういった意味では区のまとまり、そういったものは非常に大切であるなというふうに思います。

今新しい区が杜の丘さんで1丁目、2丁目、3丁目と一つだったのが三つになったところがございました。あのときは地元の方々から積極的に三つに分かれてやりましょうというような提言もあったということで、その積極的な取り組みは非常にありがたいと思いますし、ああいった新しい方々が、みんなが同じところから来たわけではないんでしょうけれども、一緒になってやろうというふるさとづくりといいますか、そういったものをしていただくことはすばらしいと思いますし、我々としてもできる限りの協力をしながら新しいふるさとづくり、例になりますけれども、お手伝いさせてもらいたいというふう思っております。

今答えになっているかどうかちょっとわからないんですが、そういった形でこれまで取り組んできた状況、今後そういったことをより強める地域づくり、それが必要になってくるというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

14番 （馬場久雄君）

基本計画の7章にも連絡の見直しとか自治組織の育成強化に向けた検討を進めるというふうになっております。そういったことで、やはり町で目指しているものはこういうんだということで適宜研修会なり講習会なりを開いて、それが幅広く浸透するようにやっていくのが必要ではないかなと思っています。

特にこの間、婦人防火クラブの研修会が日曜日ありました。その中で、このごろ震災、防災関係でよく聞くのが、自助、共助、公助、それは今までいいんです。このごろは何か「近助」というんですか、近いに助ける、隣組のご近所と同じなんです、やはりもっともってそういう「近助」といいますか、そういうあれで近くの人が近くの人を助けるという意味なんだそうですが、やはりもっともって助けるというか、防災の場合はそうなんですけれども、組織として町内会また区としてやる場合には、そういった近くの人がいろいろと情報を共有しながら助け合っていくというのが最小単位だろうというふうに考えたところです。ですから、そういった研修会なり講習会なりというものもやはり特定方だけでなくもっともってそういうことを幅広く伝えて人づくりをつくっていったらいいのではないかなというふうに思うところです。

特にさっき言った住まわれる方々の求めが多種多様にわたっております。百人百様と言えばそうなんですけれども、ですからそういったことに対するある程度専門性というんですか、特にプライバシー云々かんぬんと言われるとそれに太刀打ちできないとか、本当はやらなければならないのにそこでとまってしまおうとか。ですから、今いろんな安否確認とか防災の関係なんですけどやると、民生委員さんと一緒に行動しなければいけ

ないとかそういうことも出てきております。ですから、町内会の役員だけでなく、そういった地域にいるボランティアさんであったり民生委員さんであったり、やはりその地域を支えるような方々を共通意識を持ってやるというのが最小の単位でないかなと思っています。家庭が一番、家族が最小単位なんでしょうけれども、その次はやはり隣近所、町内会というふうな形になりますんで、それをいい会をつくれるように町としても仕向けていくというのではないんですが、つくっていかなければいけないのかなと思いますので、いま一度ご答弁をちょうだいしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話しのとおり、これからというのはみんなで助け合っていくというそういう状況でやっていかなければいけない。これまでもそうだったわけでございますけれども、そういったものが改めて確認をされ、そして必要性をみんなで認識しているということ。この時期が非常にいいといいますか、タイミング的には改めてみんなしてそうだなというを確認し合うのはいいタイミングだというふうに思っております。

また、いろんな組織がある中で、それぞれに独自の活躍をしてもらって、その連携がなかなかとれてなかったところもあるというふうに思っております。先ほどちょっとお話ありました民生委員さん、民生委員さんにつきましては独自に高齢者の方々のマップをつくるとかそういったことをやっていただいております、町のほうでもそういったご活躍、非常に助かっておるわけでございますが、この間民生委員の方からお話あったのは、自主防災組織の中に民生委員がなかなか入ってないんだと。自主防災組織でいろいろ訓練とかやる。そのときに民生委員として入るといことは余りないんだと。やはりそこで情報を共有するためには民生委員の立場で入ってやる必要があるんじゃないかというようなご提言もいただきました。ですから、そういったことは意外に気づい

てないといいますが、そういうことがあったわけですので、やはりこういうのは総合的な力といいますが、それがこれから大切になってくるというふうに思っております。

人が重なっている部分もあるかもしれませんが、やはりそういうものが一つになってより大きな力になるというふうに思っていますので、先ほどちょっと一例を挙げましたけれども、そういった意味でそういった組織の横のつながり、連絡、そういったもので、さっき馬場さんおっしゃった「近助」というんですか、ああいったものが改めて見直されたということでございますので、そういったことが大切になってくるんだろうなというふうに思っております。

本当に求められること、非常に多くなってきておまして、一つ一つ難しい課題といいますが、が多くなってきておるところでございます。考え方もいろいろな考えがある中でございますので、これをまとめるというのは非常に難しいところはありますけれども、さっきも言いました組織がみんな、一つだけではなくてみんなの力を合わせることによってその地域がまとまり、またはいろんな活動するに当たっても結束が深められるのではないかというふうに思っておりますので、今後もそうした町としての考え方を伝え、皆様のご協力をいただきながら地域づくり、進めてまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

今、民生委員さんというお話出ました。私が所属している地区では町内会の役員としてこのところ2年ぐらい、二、三年前ですか、たまたま地区の人が多いのでうちのほうは民生委員さん2人で世話をさせていただいています。やはり入れるべきでないかということで、情報をやはり共有、言えないことは情報はもらえないんですが、中に入っただくということによって町内会活動が活発になるかもしれませんので、ぜひそういった差し障りのない程度で情報を共有するというのも大事なのか

なというふうに思っております。

いずれにしましても、いいまちづくりといいますか、協働のまちづくりを目指して町のほうとしてもあらゆる方法を考えて頑張っているというふうに思います。

一応これで終わります。ありがとうございました。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で馬場久雄君の一般質問を終わります。

続きまして、7番槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

それでは、私から通告に従いまして2件質問させていただきます。

内容は、2件とも健診関連のものです。

1件目は、乳幼児健診の受診率100%を目指せです。

子供が生まれてから乳幼児健診として、2カ月児検診、4から5カ月児検診、8カ月検診、1歳6カ月検診、3歳児検診があります。その中で、2カ月児検診と8カ月児検診は小児科等で受診可能です。4カ月から5カ月児検診、1歳6カ月検診、3歳児検診は吉岡にありますひだまりの丘でしか受診できません。現在、決して受診率は低いわけではございませんが、本来乳幼児健診率は100%でなければならないので、そのためには現状を見直し体制を整えるべきではないか。吉岡地区以外の方は車で行くしかなく、各家庭の事情により健診場所に行けない方もあるかと思われまます。受診率を上げる対策として、各地区での受診、町からの送迎等を考えるべきではないか。町としての所見を伺いたい。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問にお答えします。

乳幼児健診としまして、集団健診を保健福祉総合センターで実施して



います。健診受診率は4から5カ月児検診で97.2%、1歳半検診99.2%、3歳児検診95.0%とい状況でございます。未健者の方は数名ですが、数名の内訳としましては、吉岡地区の方が多い状況でした。

子供にとりまして、乳幼児期の貴重な機会となっており、保護者の方々はほとんどご参加いただいている状況でございます。健診内容も健診時期に応じて異なりますが、小児科医の診察、歯科医の診察、計測、保健指導、尿検査、視力検査、聴力検査等を健診会場でその日のうちにできるように配慮をしまして、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、心理判定委員等のスタッフを充実させており、診察が安全に適切にできる環境のもとで育児相談や発達相談も行っております。

個別健診といたしまして、行きたいときに行きたい医療機関で受診できる2カ月児検診の受診率は93.9%、8カ月児検診の受診率につきましては82.9%と集団健診と比べ幾分低い状況となっております。

乳幼児検診会場につきましては、地区ごとに移動しながらの健診は理想的かとは思いますが、検査機器、医師、看護師の確保、さらには健診車等の総合的なことを考慮した場合、現状での健診体制でのご理解をお願いしたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)  
梶田雅之君。

7 番 (梶田雅之君)

では、個別診断についてちょっとご質問いたします。

先ほどの答弁で集団健診より個別健診のほうが受診率のほうが低いという答弁がありましたが、その原因と思われる理由がもしあれば教えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

原因ということでございますが、済みません、私、今その原因は把

握しておりません。保健課で把握してますか。そういうことでございます。済みません。

議 長 (大須賀 啓君)  
梶田雅之君。

7 番 (梶田雅之君)

それでは、集団健診についてお聞きしたいと思います。

集団健診に関しましては、対象者に対して周知はされているはずですが、100%にならないことに対してどのようにお考えでしょうか。

また、より一層健診率を向上させるための対策としてはどのようにお考えでしょうか。今現在95%とか99とかすばらしい数字なんですけれども、やはり目指すのは100%だと思いますので、その辺の所見をお願いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

100%にならない理由ということでございますけれども、どうしても個人個人の事情の関係もあるんだというふうに思っております。100%になるというのが理想ですけれども、100%なぜならないかと言った場合に、案内は全部出しておりますし、保健師のほうでは乳幼児、生まれたときには全戸訪問してそういった指導もしておるところでございますので、もう一つ、もう数%の部分につきましては、参加いただけるように呼びかけていくということになるというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)  
梶田雅之君。

7 番 (梶田雅之君)

ここで私が町民課から入手したもみじ、杜の丘地区での乳幼児健診対象者の人口のデータを読ませていただきます。人数に関しましては、入手した日にちで若干違いがありますのでご了承ください。ゼロ歳の大和町の人数は294名で、もみじ、杜の丘の人数が110名、約37%です。1歳の大和町的人数は275名で、もみじ、杜の丘の人数が100名、約37%です。2歳の大和町的人数は263名、もみじ、杜の丘の人数が101名で約38%。3歳の大和町的人数は279名で、もみじ、杜の丘の人数が119名、約43%となっております。月別の集計はとっておりませんが、毎月約10名程度の対象者がもみじ、杜の丘地区にすることになります。ひだまりの丘までの交通の足がない人の対策として、どのようにしたら受診率が上がるか、私なりに二つの案をお持ちしました。ここで述べさせていただきます。

この案は、先ほど述べましたもみじ、杜の丘の住民を対象に考えましたが、他の地区でも有効な手段だと考えております。

一つ目は、予約制で町が送迎する方法です。これは、事前に受診者から送迎希望を聞き取り、送迎希望な方は無料、もしくは町民バス、今現在吉岡以外ですと200円取っておられるんですけども、それプラスアルファの料金で送迎を行う方法です。

もう一つは、健診は何カ月に1回は地域でやる方法です。これは、乳幼児健診の受診月が若干ずれて受診されても問題がないので可能かと思っております。先ほど集団健診がパーセントが高いという理由としまして、私としましては、この集団健診というのは、その月でなくて若干月が、例えば1カ月おくてもいいとかそういうのがあるので案外普通の個別の健診よりパーセントが高いかと私なりに判断しております。

一つ目であれば、約39%の比率を占めるもみじ、杜の丘地区では年4回から5回で受診できるようにするような方法でございます。

二つ目の方法、先ほど言った各地区でやるほうに関しましては、町長から冒頭回答でいただいておりますので、最初の予約制での送迎方法について町長のご意見をお聞きしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

送迎のあり方ということだというふうに思います。今4割弱、もみじヶ丘地区においで。このほかにも各地区おいでだというふうに思います。今分析しておった結果では、比較的地元の方のほうが来られない方が多いという、地元といいますか吉岡地区のほうが受診率が結果的には、数字的なものですが、ということでございますので、これはもみじヶ丘に限らずのそういった考え方を持たなければいけないのかなというふうな気もします。

そういった中で、子供さんを連れての受診が大変だということになるんでしょうか。これまでお母さん方、頑張ってもらってそういったご意見余りなく受けていただいたところがございますし、そういったご協力いただけるのがまず第一だというふうに思っております。今後そういったことについてのご意見、妊婦さんとか健診等であるかというふうに思いますので、そういった皆さんのお話も聞きながら、どういった方法が、そういったことがあったほうがいいのか、あればあったほうがいいのかという話になるのかもしれませんが、ただバスとかになりますと時間帯とかの問題も出ますし、そこだけというわけにはまいりませんので、そういったこともありますし、あと日程のとり方、そういった工夫も必要になってくると思います。どういったご意見があるのか、幅広くご意見を伺ってみたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

昨日、がんの検診に関しまして1人でも多くの方が受診してもらおうように努力しますと答弁しております。乳幼児健診もがん健診同様、交通弱者を配慮し、1人でも多くの方が受診してもらおうよう努力していただ

くようお願いいたします。

これで1件目の質問は終わらせていただきます。

では、2件目の質問に移ります。

2件目は、乳がん検診の受診率を高めろです。

乳がんは、40歳前後を境に乳がんにかかる人が急激に増加しております。また、亡くなる方もここ50年間で7倍近くにふえております。30歳から64歳の日本人女性のがん死亡原因の1位は乳がんであります。早期に発見して適切な治療を受ければ9割以上は治るというデータが出ております。女性にとってこのような意味から、早期発見のための乳がん検診は不可欠なものなので受診率を高める必要があります。特に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方は町から無料券が配付されているので、本来この年齢の乳がん検診率は100%でなければならないと思っております。現状といたしまして、大和町における受診率は35%です。これは、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の対象者人数が783名で実際の受診者が279名ということなので35%とはじき出しております。また、乳がん検診は、吉岡にありますひだまりの丘でしか受診できません。受診率を少しでも上げるためには、乳幼児健診と同様、現状を見直し体制を整えるべきではないのか。町としての所見をお伺いしたいと思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、乳がん検診のご質問でございました。

昨日、堀籠英雄議員さんのご質問でもお答えしましたが、町で実施しております乳がん検診につきましては、受診率18.4%、これは全体でございまして、科学的根拠に基づいた検診を実施して精度管理に努めているところでございます。がんの中でも乳がんはふえているところでもございまして、対策も必要となっております。本町での乳がん検診は、30歳から39歳は毎年、40歳以上は奇数年齢の方を対象に集団で実施して、年齢に応じた診察、検診内容を実施しております。

24年度乳がん検診申込者は1,356人でございます。もみじヶ丘、杜の丘の申込者は全体の25%を占めておるところでございます。受診率向上のためにも、今年度は保健福祉総合センターのほかに、ひだまりの丘です。のほかにもみじヶ丘児童館に会場を実施できるように関係機関と調整を図ってまいりますので、多くの皆様方に受診していただけるようお願いするところでございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

槻田雅之君。

7 番 (槻田雅之君)

初めにですが、今回の質問は、40、45、50、55、60歳の乳がん検診の無料券配付者に絞って行いたいと思います。理由としましては、ご存じかと思いますが、そのほかの年代でありますと社会保険で受けている方とか、あとは事務所で受診されている方もありますので、対策等も若干変わってきますので、その年齢に絞っていろいろこれから質問させていただきますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

それでは、質問させていただきます。

無料券配付者に対しての周知はされているはずですが、乳がん検診受診率が上がらないことに対してどのようにお考えでしょうか。

また、より一層検診率を向上させるための対策としましてどのようにお考えでしょうか、所見をお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず、その年齢の方々の受診率が低いということでございますが、一つはさっき申しました場所が1カ所だったということがあるんだと思います。そういったことで、今後もみじヶ丘のほうでもやれるような調整を図ってまいると申し上げたところでございます。

それから、これにつきましては、やはり女性特有でございますので、検診の方法、触診の場合はちょっと敬遠されるとかそういったこともあるのではないかと考えております。40歳、45歳、50歳、55歳に絞ってご質問でございますが、全体では18.4ともう少し低くなっておりますので、若ければ若いほどそういったやはり診察の方法につきましてはの抵抗感というのもあるのではないかというふうに思います。マンモというんですか、ああいう機械となればまた別だというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
槻田雅之君。

7 番 （槻田雅之君）

昨日からの一般質問の答弁の中で、がん検診の検診率の向上は呼びかけが必要だという話をされておりましたが、呼びかける具体的な手だてといたしましてどのようにお考えでしょうか。所見があればお願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

具体的な手だてと申しますと、やはりまずは案内をきちっと出すということ、それから機会あるごとに勧めるということもありましょうし、または保健推進員さんとかああいった方々のお力をかりる。または、みんなで声をかけて歩いてもらうとかそういうことになるのではないかと考えております。一人一人連れてくるというものではちょっと違うのかなと考えておりますし、その辺はあるということ、あとどうしても案内を出してからその期間までがある程度あるとすれば、その間に忘れてと言ったらおかしいな、そういうこともあるんだというふうに思いますので、機会あるごとにそういったものがありますよということを耳に届くようなお手伝いといいますか、広報で受けましょうとかそういったやり

方が中心になってくるというふうに思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

梶田雅之君。

7 番 (梶田雅之君)

そこで、どのような呼びかけが必要なのか、ちょっと私なりに案をお持ちしましたので述べさせていただきます。

毎年開催される健康たいわにおいて、対がん協会により乳がんの恐ろしさ、乳がん検診の必要性、また自己判断による乳がんの発見等に関するコーナーが設けられております。ふだんから乳がんに対する意識向上のためには、町主催で乳がんセミナー開催等の情報発信が必要と考えております。これにより、乳がんの検診率が上がると思いますが、この件に関しまして町長の所見をお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

健康たいわの中では確かに触診といいますか、触るとわかるようなやつとか、肺がんとかいろいろあります。ああいったことで啓発するということが今やられております。がんのセミナーといいますか、そういったことはがん協会ですらやったりするケースもあるわけでございますけれども、乳がんに限らずの話になってくるというふうに思いますけれども、そういったのは機会あればそういったことをやっていきたいと思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

梶田雅之君。

7 番 (梶田雅之君)

ひだまりの丘までの交通の足がない人の対策としまして、乳幼児健診同様、ひだまりの丘までの足の確保が必要です。私の周りに交通弱者で



無料券をいただいておりますが、一度もその無料券を使用したことがない方がおられます。恥ずかしながら、うちの家内もその一人です。各地域ごとの対象者の比率をもとに日程を定め、各地域での乳がん健診の実施が必要と考えております。ここで参考のため、私が町民課から入手しましたもみじ、杜の丘地区での無料券配付者の人口データを読させていただきます。これも人数に関しましては、入手しました日にちで若干違いがありますのでご了承ください。

40歳の大和町の人数189名に対して、もみじ、杜の丘の人数が52名、45歳の大和町的人数が133名で、もみじ、杜の丘の人数が33名、50歳の大和町的人数が149名でもみじ、杜の丘の人数が48名、これは当然女性だけの人数になっております。55歳の大和町的人数が166名でもみじ、杜の丘の人数が33名。60歳の大和町的人数が186名で、もみじ、杜の丘の人数が29名となっております。もみじ、杜の丘地区の40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の合計で200名弱となっております。比率としましては、大和町の24%となっております。

私が対がん協会の関係者に確認したところ、もみじヶ丘児童館にて乳幼児健診は可能とのことです。一番の懸念事項は、検診車についている発電機の騒音が問題ではないかという話をいただいております。この騒音に関しましては、他の検診車、レントゲン車や心電車よりもより大きな騒音を出すということで、地域住民の理解が必要ではないかと。それをクリアしてもらえれば多分可能だという話をいただいております。

受診率向上のため、今年度は保健福祉総合センターのほかにもみじヶ丘児童館を会場に実施できるように関係機関と調整を図ってまいりますと冒頭の回答で力強い意思を感じ、乳がん検診が1人でも多くの方が受診することにより、早期に乳がんが発見することを願い、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 (大須賀 啓君)

以上で槻田雅之君の一般質問を終わります。

続きまして、8番藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

では、通告に従いまして質問をいたします。

1件目でございます。税金滞納への対応はということでございます。

納税相談の実務につきまして、地方税滞納整理機構へ委託までの手順、それから二つ目として、滞納者への納税相談の回数について質問をいたします。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、初めに地方税滞納整理機構への委託までの手順でございますが、ご存じのとおり、宮城県地方税滞納整理機構は、地方税の徴収の公平性を確保し、個人住民税を初めとする市町村税の滞納整理を推進するとともに、市町村職員の徴税技術の向上を図ることを目的としまして県内25市町村、現在は24市町村でございますが、が参加して平成21年4月に設立された任意の組織でございます。平成24年の3月までの時限での事業が行われました。期間の限定でしたが、市町村等からの要望を受けまして、平成24年4月から平成27年3月まで延長されるところでございます。当町におきましても、職員1名を設立当初から派遣しております。現在2人目となっております。

委託までの手順ですが、対象事業案の選定基準といたしまして、1番目に原則として滞納繰越で滞納額累積事案、財産公売事案、広域的な財産調査が必要な事案、滞納者が管外居住の事案など市町村単独では徴収困難と判断される事案であることでございます。

また、二つ目としましては、個人住民税の滞納がありまして、個人住民税を含む市町村税の滞納額の合計が50万以上のもの。

三つ目としまして、滞納事案が時効完成、滞納処分の執行停止中、徴収猶予または看過猶予中、分割納付履行中、納付納入受託中、課税不備、督促状未発布、不服申し立て中、訴訟中のものでないこと。以上に該当する対象事案に対しまして町から滞納者に移管予告書兼納付催告書を送付し、期間内に納付または連絡がない場合には滞納機構との協議を経て

引き継ぎすることになっております。

滞納整理機構では、引き継ぎ後、事案引受通知書兼納付催告書を送付し、電話等で連絡があった方には随時納税相談等を行っております。連絡がなかった場合は財産調査を実施し、さらに捜索を行うなどして動産や預金の差し押さえを行います。以上が事務処理の手順となっております。

滞納整理機構への移管数につきましては、当初と変わりなく職員2名を派遣する市町村は120件、職員1名を派遣する市町村は60件、職員の派遣を行わない市町村は20件となっております。ただし、平成24年度移管分につきましては、東日本大震災によります被害状況、半壊以上の方は対象から除外しております。

次に、滞納者への納税相談回数、年度ごとでございますが、窓口などにおける納税相談の回数、これにつきましては把握しておりませんが、結果として分納誓約をした件数が平成21年度で79件、平成22年度で167件、平成23年度で97件となっております。町税等の納税通知書は、税目ごとに発行しているところですが、退職等で収入が減少したことにより納付が難しい方々等につきましては、随時納税相談を実施しておりますし、滞納繰越分がある場合や年度内中の納付が困難な場合には、納付誓約書により対応しているところです。以上です。

議長 (大須賀 啓君)  
藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

ありがとうございます。

随時の相談回数というのが出てないということで、分納誓約の件数だけの資料というのはちょっと残念ではございました。

それで、まず私、この間ちょっと1件あれっという事例があったもので今回質問したわけですが、一つ目には、機構への移管通知書というのが発行されると思うんですが、それ以前には、今現在はいわゆるあなたは滞納していますよ、そういう相談に来なさいとかそういう活動

というのは相手はなさっていないのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
滞納者の方々につきましては、移管する前ということでございますが、それまでは町としての徴収の努力をするわけでございますので、そういったご連絡はしていると思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）  
特定の人なので曖昧な話にもなるんですけども、何かとにかく通知書が来たと。ベテランの滞納者ですので、例年ならその通知書が来るのにことは来なかった。そんなことで威張れる話ではございませんが、そういうようなことでございましたので、一つはそういうお聞きしたところです。

それで、実はたしか整理機構への、全員同じではないと思うんですけども、5月15日までに税務課、納税の相談に来てくださいと。そうではないと機構へ移管しますよというそういう通知書が該当の方に届くわけでございます。そういう中で、これは本人の証言でございますが、14日に役場に行ったら、もう依頼したよと。地方税、きのう滞納整理機構のほうへ依頼したよ、移管したよという証言でございました。そういうのは本来はないと思うんですが、そういった事例というのはありますかというの聞くのも変なんですけど、そういうのはないはずですよ。という変な……。ということで、もしあれならば調べていただければと思います。そういうふうにお聞きすればいいんですね。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

5月15ということであれば5月15ということでございますので、そういうことはないというふうに。なお確認します。個々であれば後でご相談いただければ、そういうのをご相談いただけると助かります。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

今その方は5月というよりももう8月、9月でございますので、あるいはまた現実問題として機構のほうに移管しているということで話先に進めます。

という中で、実はその、何ていうんですか、実態を調べていただければ、実際には今機構の方と生活実態調べているわけですが、その中ではもうあなた、その該当の方でございますが、もう生活保護を受給したほうがいいよと。あなたはこのままではもうというふうになると思います。まだ決定ではございませんので。ということで、要するに私、今回の質問に当たっては、一つは移管の前にそういう相談活動というのが十分であったのかということを確認をしたかったわけでございます。

そういう中で、相談回数については個々のいわゆる窓口に来た回数なんかについては把握してないということでございますので、そういう何ていうんですか、実際には調べればというんですか、調べれば移管、そこは私らの判断ですから町の判断とは違ってくることは当然あるとは思いますが、そういう丁寧な対応が必要なのではないかとというふうに思って質問したことでございます。このことについて、もし町長の見解がございましたら。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻さん、そういうことは窓口に行って質問したり尋ねてください。一般質問で質問することではないと思います。

8 番 (藤巻博史君)

いずれそういう中で、実務としてどうなのかということの一つ一つでは質問させていただきました。

では、次の質問に移らせていただきます。

次に、国民健康保険被保険者資格証明書発行世帯の発行は適切かということでございます。

23年度、資格証明書33世帯のうち、ちょっと私、「課税」という字をちょっと落したところがございますが、課税所得ゼロの方が5件、それから1から5万円が1件、それから51万から100万が2件、2世帯ですが、1から150万が1件、それから未申告が24件となっている。払えない世帯への対応として適切でしょうかということでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、国民健康保険被保険者資格証明書の発行は適切かということでしたが、資格証明書につきましては、この制度が義務化されたことに伴いまして、滞納者にかかわる措置の実施要綱等を制定し、これに基づきまして資格証明書及び短期保険証を交付しております。国民健康保険制度は、日本の国民皆保険を支える重要な社会保障制度でありまして、被保険者から納税していただいた保険税は重要な財源として保険事業が運営されているものでございます。納期内に納入した方とそうでない方への医療サービス等の提供の平等性という観点から、資格証明書及び短期保険証を交付することで公平を図っております。

毎年7月末に審査委員会を開催いたしまして、資格証明書対象者を抽出し、折衝に応じ定期的に分納している方、または特別な事情がある方へは短期保険証を交付しています。また、督促、訪問徴収等の折衝に応じない方、分納誓約しているにもかかわらず不履行となっている方、また弁明の機会にも応じない方へは資格証明書を交付しております。なお、

資格証明書を交付する前後で特別の事情届け書の提出があれば随時審査委員会で審査し、適切に応じております。

国保料の軽減制度といたしましては、被保険者1人当たりの均等割と1世帯についての平等割を所得に応じて7割、5割、2割軽減方式を導入しております。また倒産や解雇、雇いどめなどによる離職の方には税額を前年度の給与所得を100分の30とする所得割の軽減措置を講じておるところでございます。景気の反動を受けた経済状況でございますが、滞納者の所得の分布はさまざまでございますが、町としましては、常に国民健康保険事業の基盤安定と被保険者の立場に立った相談、折衝を心がけ、滞納改善と資格証明の減少に努めてまいります。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)  
藤巻博史君。

8 番 (藤巻博史君)

この数字の見方について、私、教えていただきたいということで今回あれだったんですけれども、例えば所得ゼロの方が5件いらっしゃるという中で、この世帯、わかっている中で、課税所得でございますけれども、課税所得がゼロという中で、資格証明書の発行というのはどういうものなのかということで一つはお伺いしたいと思います。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

課税所得がということでございますので、そういった所得ゼロということでございますが、これはこの資格証明書に対しての考え方につきましていろいろ弁明の機会とかあるわけでございますけれども、その都度異動があるところがございますので、この数字だけ、ここだけで見られるということではなくて考えていただければというふうに思っております。この数字につきましては、ちょっとそういうことの方を持って

いただいて見ていただかなければならないと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

もうあれですけれども、対応ということで、資格証明書というのはご存じのように病院に行った場合に一旦全額を納めて、その後保険料を納入した場合には戻ってくるというような制度でございます。そういうことで、やはり医療機関にかかるということがなかなか大変になるそういう証明書でございます。そういう中で、もしもそういう相談、あれの中では、その手順として相談なりがなかったからということでのそういう証明書ということでございましょうか。わかればお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

こういうものを発行する前に、対象者の方に対してご案内をして弁明の機会とかそういったものを求めるわけです。それで、ご相談に来られない方、そういった方がこういう形になっていくんです。ですから、来ていただいて、状況を説明していただければまた違った形になるということもあり得るんですが、何もなければ判断としてはこういうこともあり得るということです。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

そういう中で、要するに言いたいことは、そういう事情の中でわかっている中での対応ということでございます。一つには、そういう以前に



聞いたときには福祉的対応もあるというふうにもお聞きをいたしました。それが町のほうからそういう対応をお知らせするというんですか、そういったことはやっていないのかということで最後にお聞きいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
町のほうで最初にどういう状況かという確認はなかなかできないところでございますので、ですから滞納された方については一応そういったご案内を出して、弁明に来てください。要するに、弁明と言えば言葉悪いですけれども、説明に来てくださいということです。そうすると、その中で話し合いが、そういったことがあれば次の段階に、福祉的なことに行くということもあり得るというふうに思いますので、ですからやはりそういった方につきましては来なければどうしてもチェックのしようといえますか、相談のしようがなくなりますので、やはり来ていただくというそういうことをしていただければ、それなりのといえますか、その状況に合った対応になるというふうに思っておりますので、よろしくそういったご指導をお願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）  
これは多分事後調査ということになるんだと思うんですけれども、実際に低所得の方が資格証明書が発行されてないというのは、やはりかなりの問題ではないかということで指摘させていただきました。  
以上で終わります。

議 長 （大須賀 啓君）  
以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は午後 1 時とします。

午後 0 時 0 6 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

通告に従いまして、私からは 2 件 2 要旨で質問をさせていただきます。

1 件目の鶴巣地区の生活道路を早期復旧せよの質問であります。現在、震災復興に向けて本格的に復旧作業に取り組まれておりますが、震災から間もなく 1 年 6 カ月が経過をしようとしております。この中で、地域の住民の身近な生活基盤となっております町道の復旧が大変おくれしております。地域住民や自動車の通行、児童の通学における交通安全や防犯面で大きな支障となっております。鶴巣地区民にも我慢の限度があります。なぜこんなに時間がかかるのか。いつまでに復旧できるのか。今の現状を町長はどのように考えているのかをお伺いをいたします。

これが私の 1 件目の質問であります。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問にお答えします。

まず、鶴巣地区の生活道路早期復旧の件でございます。東日本大震災が発生してから 1 年半が経過しようとしております。町民の皆様方には震災から徐々にではありますが従前の生活を取り戻しつつあります。ま

た、町といたしましても、災害復旧を昨年度と本年度の最大の目標に掲げ、一日も早く復旧すべく全力を挙げて取り組んでおります。

昨年度は学校やまほろばホール、総合体育館等の建物の復旧工事や上下水道、道路、農業施設等の復旧を行っております。しかしながら、災害で受けた被害は甚大でございまして、道路、河川、上下水道施設、農業施設等、今もなお復旧に取り組んでいるところでございます。また、昨年から本年にかけて台風15号やことし5月の豪雨災害が追い打ちをかけ、復旧を一層難しいものになっている原因となっております。

議員ご指摘のありました鶴巣地区町道の復旧のおくれについてでございますが、昨年から復旧に当たっておりますものの、豪雨災害を含め町内全体で220カ所、約7億900万円の被害があり、町内全域にわたる広範囲での被害となりました。こういったことから、主要幹線道路を重点的に取り組み順次各地区の生活道路へと移りつつあります。このうち鶴巣地区に係る道路につきましては、53カ所、2億7,000万余り被害があり、既に完成したものが42カ所、1億8,200万円余りとなっております。これまで未着手となっております11カ所のうち、町道大崎三ノ関線を初めとする4路線、10カ所につきましては、8月末に契約手続きが終了し、本年11月末までの工期となりました。残り1件の樵橋につきましては、河川の濁水期施工となりますので、10月に発注をいたし来年3月の完成を目指しており、鶴巣地区全体の進捗率は現在約7割となっておりますのでございます。

今回の災害復旧工事は、上下水道管との調整が必要なため、その完了を待って道路災害を発注するなど施工順があるため、道路災害がどうしても最後となりましたことをご理解願いたいと思います。

また、本年度分につきましては、国の予算配分もあり交付決定を待って発注するため、すべて一括発注とできなかった経緯がございます。住民の方々には大変ご迷惑をおかけしておりますが、一日も早く完了するため施工業者と工程管理を緊密に調整し進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

これ上下水道とのかかわりもあるということで、道路がどうしてもおくれるといったことですが、昨年9月に町内の下水工事等々入札は終わっておったんですね、去年の9月議会でもう。それからもうしばらくたちまして、下水工事が完了したのは2カ月ほど前ですね。何でこんなに下水の工事がおくれたのか。本来なら今年の4月、3月までの多分施工の期間でなかったのかなと思うんですがいかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

下水工事のおくれということでございますが、下水工事につきましても、ご案内のとおりエリアでの発注という形になっております。したがって、そのエリアの工事につきましても下流部から進めるとかそういった下水の独特といいますか、川と同じでございますから、河川、そういったことがあってのおくれというふうに思っております。

また、工事がかなり多く発注されておりますので、業者さんの中でもその辺のやりくりについてはいろいろ工夫していただいたところがございますけれども、忙しかったと言ったらちょっとそれで済む問題ではないと思いますけれども、そういった工事量の多さ、またそういった下流部から進めるとかそういったことの順序といいますか、そういったことがすべてではありませんけれども、そういった原因もあったというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

この3業者、3地区に分かれて落合、また吉岡等々、そして鶴巣地区と三つの工区に分かれて3業者があのかきは発注したとっております。ほかの地区は案外スムーズに進んでおったんです。ですから、この担当課のほうでどういようなご指導をしたのかわかりませんが、鶴巣が本当におくれ、そしてあの悪路の中、子供たち、またいろんな仕事等々で通行する方、本当に大変だったと私は思っております。ただ、私は自分の地区のことは余り言いたくありませんので、やはり我慢をしておりました。でも、やはりここに来て皆さん方、限界に来たのかなと。やはりいろんな、学校に行けば子供たちの親たちが、保護者たちがいつまで道路直るんですかと言ったことが今年になって大きな声になってきましたので、私もこれを取り上げたのでございますが、私、これ二十何日間、二十二、三日に出そうと思って考えたら22日にこの入札が終わっていたということで、何かもっと早く一般質問すればもっと早くできたのかなとちょっと今思っているわけでございますが、やはり今下水をやってすぐに復旧、道路がもう次に始まっているんです。この北目、下草、砂金沢工区については、下水終わって2カ月たっても道路は今までそのままだったんです。何で今やっている下水終わってすぐその後から舗装がやった経緯幾らでもあるんです、鶴巣の大崎地区とか別所地区なんかは。下水をやった後すぐ舗装、寸断、置かないでやっているんです。何で手法が違うのか、ちょっとお聞かせください。

議長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

手法が違っているということではないと思いますし、今お話、一般質問があるからということではないので、そこはご理解をいただきたいと思います。たまたまそういう時期が重なったということでございまして、町としても鋭意努力してやっているところでございますけれども、どうしてもその辺で事務的な問題とかそういったものが重なった結果、申しわけありません、ご迷惑をおかけした結果になったというふうに思っ

おります。

下水のやり方につきましては、ご承知のとおり、下水であれば下水の工事の部分、また下水の工事が終わった一番上の部分を道路がやるというような分担といたしますか、ございます。道路だけであればもちろん上だけやるということでございますが、そういったあと業者絡み、そのつながりといたしますか、そういった状況の中で、先ほども申しました工事が非常に多い、業者さんもいろいろ大きく請け負っておられるという関係の中でのおくれが出てしまったということになるのではないかというふうに思っております。大変ご迷惑をおかけしましたことを申しわけなく思っておりますが、進めとしましては精いっぱい努力してまいっておるところでございまして、これからも最大の努力して一日も早い復旧に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

この中で、今町長が主要幹線道路を重点的に取り組んで今順次各地区の生活道路に移っておるといような答弁もございましたけれども、私はこの大崎三ノ関線というのは主要道路だと思っているんですが、これちょっと、今後のためにお聞きしたいんですけれども、もしまたいつ何どきこういう災害が起きるとも限らないんですが、私は主要道路、生活道路、いろんな中の、余り交通量の少なくとも地元の方が歩く生活道路と、主要幹線という色づけすれば大崎三ノ関なんかはれっきとした主要幹線だと思うんですが、これ生活道路なんですか。これを一応お聞きしておきたいと思えます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

主要幹線という捉え方ということだと思いますけれども、どこが本当はいいとか悪いとか、軽いとかというのはないだというふうに思っております、基本的には。ただ、こういった場合に、順番をつけるわけではございませんけれども、おっしゃるとおり交通量の多いところとかそういったものを優先的にまず進めていくというのが基本だというふうに思っております。その中で、大崎三ノ関線、おくれてしまったということにつきましては、決して主要ではないということではなくて、どうしても物事に順番というのがございますし、順番といいますか発注の準備から全部です。あと、道路ですと、例えば西部のほうだと雪が降る、雪を考えればそういったところを先にやって雪の少ないところを申しわけないけれども後にするとかそういった総合的な判断の中でやっているところでございまして、あそこが軽いとか重い、主要幹線という話は申し上げましたけれども、そういった中の区別の中で、基本的にはその辺があるにせよ、ここがよくてここは後でいいというような極端な分けということはないというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

本当にもうこうなると主要幹線がどうだかこうだかという話ではないんでしょうけれども、やはり一番交通量も多いし、子供たちの3地区の通学路にもなっておるわけです。ですから、この前やったように、下水終わったらすぐに、だからその契約、ですから建設課と下水道課の、私は綿密な連携が今から何をやるにも必要でないかなと。下水が何日に終わりますよといった中で、すぐその後に道路を発注すれば2カ月も3カ月もあくことはないんです。それをある程度下水は下水といって仮復旧をしていった。その後また建設のほうがその仮復旧してきたこと壊して

またつくっていくわけです。この前、大崎地区で私見てましたけれども、施工したのはもう下水ですっかり掘り終わって、終わったその後もうグレーダー来てならしてすぐ舗装です。私、それが今からの工事をしなければ二重にも三重にも手かかってお金もかかっていくと思うんです。だから、片方で何でこういう施工ができて片方ではできないのかと。それを私お聞きしたいんです。余り技術的なことは町長にお聞きするのはちょっと大変でしょけれども、やはりそういうことをきっちり、工事する。下水の工事であればその上は必ず道路しなければならないのでありますから、今後、町長、そこは下水、建設課、綿密に連結するようなやはり指導もしていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その辺は、今回の場合は道路と下水が一緒になっておりますので、連携をとってしっかりやっつけていかなければいけないと。その辺の指導もしてまいりたいと思います。

基本的に下水は一旦掘って埋め戻して仮復旧をして、一回落ちついてからまたはがしてというやり方も、こういう震災でないとき、そういったやり方も、落ちついてからまた正式にやるといいますか、そういった方法もあるところでございます。工法について今回議員ごらんになったところ、ちょっと私どういうところでなったか確認しておりませんのであれですが、お話しのとおり一緒にやる場合には連携をとってしっかりやるようこれからも指導してまいりたいと思いますし、各課、とっていききたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）



あと、今いろんなところで道路に、舗装に亀裂が入っております。私、富谷と隣接しておるんですが、富谷町の場合は全部その亀裂したところにアスファルトを流して埋めておるんです。今になって大和町の方は随分亀裂あるんですけれども、全部草が生えてきているんです、もうそこから。ですから、そこから草が生えて、また雨がそこに入って凍結して、今度冬になったらそこからがまた凍ってだんだんだんだんその亀裂が大きくなっていくと思うんです。ですから、早急にやはりそういうところも直していただかなくてはならないのかなと。鶴巣だけでなく、大和町全体にそういうところ、結構亀裂だけ入って、これはちょっと今回の災害には認められないというところ幾らでもあると思うんです。だから、そういうところもしっかりと補充していかないと、またすぐ舗装が壊れているんなお金かかってくるのかなと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
亀裂の補修ということで、これは震災に限らずということだというふうに思っています。道路の管理といいますか、そういった中でございまして、おっしゃるとおりそのまま放置しておけばそこから広がっていくということもあろうかと思えます。そういったものにつきましては、道路巡視とかの中で発見すれば充填というんですか、工法の名前ちょっと正式わかりませんが、そういった対応なりそういった必要なところはやっていかなければいけないと、こういうふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)  
平渡高志君。

1 1 番 (平渡高志君)

この鶴巣の3地区に関して、入札も終わっておるということで、本当に今度は入札終わっても余り期間長くかからないようにしっかりとその

期間内で終わるよう要望いたしまして第1件目を終わらせていただきます。

第2件目は、消防団員の待遇改善をであります。

東日本大震災で254人の消防団員が亡くなりました。宮城県では100名の団員が亡くなっておりますが、この犠牲になった消防団員の活動について議論してきた総務省消防庁の有識者検討会は、このほど団員の待遇改善や若年層の入団促進などを求める最終案をまとめました。最終案報告では、主に入団促進、装備・教育の充実、地域の総合防災の向上の三つの分野について言及しております。活動への家族の理解を促すため、家族の安全対策を平時から図ることを提起。サラリーマン団員が全体の7割を占めるため、勤務先に対し活動の協力と入団促進の働きを求めています。長期間の活動を強いられる災害対応では、出動手当を上乗せする必要も強調しております。

本町の消防団員も火災、震災、大雨災害が発生したときは昼夜を問わず、また仕事を投げ打って現場に駆けつけてきております。本当に頭の下がる思いであります。団員にもう少し報いる施策をとってはどうか、町長にお伺いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

次に、消防団の待遇改善をというご質問でございます。

東日本大震災を踏まえた消防団のあり方を議論する総務省消防庁の有識者検討会が8月22日に最終報告書案を取りまとめ発表しております。この中では、消防団員を地域防災の重要な担い手と位置づけ、地震や風水害などの長期活動に対する出動手当の新設や増額など消防団の待遇改善についても提案されているところでございます。

消防団員につきましては、全国的にサラリーマン団員がふえ、団員の確保が難しくなっているのも事実ですが、大和町では大和町消防団に協

力していただく会社がふえるよう大和町消防団協力事業所表示制度をスタートさせております。現在2社について表示証を交付しているところですが、今後協力事業者がもっとふえていくよう努力し、団員が消防団活動に出やすい状況をつくっていきたいと考えております。

団員の活動につきましては、今回の東日本大震災の活躍でさらに見直され、地域防災の中心的存在であることに疑う余地はないと考えております。大和町消防団につきましても、火災や地震を初め、最近頻発している大雨災害等に昼夜を問わず活躍していただいております。日ごろから大変感謝しているところでもございます。

さて、大和町消防団の報酬につきましては、平成17年3月に行財政改革を進めていく一環として、他の非常勤の特別職と同様に削減された経緯がございます。大和町消防団の報酬につきましては、団長、分団長、団員などの職ごとに決められており、費用弁償については1回当たり1,500円となっております。費用弁償につきましては、郡内の町村も同額のところもございますが、報酬については郡内でそれぞれ違う状況にあります。消防庁の有識者検討会によります最終報告書案や県内町村の支給状況等を調査しまして待遇改善に向けて調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

今回の震災について、消防団員の方々、10日間いろいろ防犯を含めて避難所の何やらで本当に働いていただきました。でも、報酬をいただきたいとか、手当をいただきたいと言った団員は一人もおりませんでした。ですから、私は、なおこの団員の方々に報いるために私独自の考えで一般質問を出したわけでございます。ですから、その点はお間違いないように。団員が欲しいと言ったわけではありませんので、それはご了承願いたいと思います。

この前、8月の末日に分団長会議がございました。その中で、宮床の

第2分団長から杜の丘地区に一班をふやしたいんですけれどもどうでしょうかというようなこともございました。本当に大和町、今全国で団員がだんだん減っておる中で本当にふやしてほしいというような考えはちょっと考えられないんです、ほかの団の話を書きますと。それを宮床地区で杜の丘に1班ふやしたいというので、今それを検討しております、この前町長にもお伺いして何とか今の定数内でふやしていくということに了承いただきましたので、早速宮床のほうの杜の丘のほうにも一班つくることにいたしました。

やはりこういうふうに、本気になって皆さんが地区のために働いておるわけです。その中で、大和町の団員がこの黒川郡内で一番報酬が安いんです。大和町は今団員が年間3万3,000円です。大衡は4万8,000円、大郷が3万5,000円、富谷が3万4,000円ですか、団員に関しては。ただ、ここに書かれているとおり、1回の出勤は1,500円です。ただ、1時間、2時間ですぐ、火災が短時間の場合は、私はそういう報酬に関してはいいと思うんですけれども、やはりこの災害、大雨等々降れば一昼夜待機してなければいけません、その現場に行って。それで、仕事も休んで、その中で1,500円という3回食事したら終わりですよ。ですから、やはりそういうときは少し費用弁償も考えてほしいなとは前から私も求めておりましたし、思っておりました。ですから、このような災害がこのごろ続きますので、やはり何も言わないで出てくる団員に、私は本当にふびんだと思っているんです。ですから、町長、その辺、もう今から調査研究してまいると言うんですけれども、やはり調査研究の段階はもう終わっているのではないかなと。そろそろ結論を出す時期でないかなと思うんですがいかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

新しく班が杜の丘のほうで結成といいますか、つくっていただけるといようなお話をいただきまして大変ありがたいなというふうに思ったところでございます。あと、そういった方々のご協力、またこれまでやっておられる方々のご活躍に本当に感謝申し上げたいというふうに思っ

ております。

そういった中での待遇についてでございますけれども、確かに今1回の出勤が1,500円という金額について、その出勤内容がさまざまであるということはあるにせよ、短時間の場合、長時間の場合、または会社を休んだ場合、夜間の場合、いろんなケースがある中で一律こういった形というのは、今の時代、協力いただいております。それに甘えて、それだからと甘えてもらっていいというふうには考えておりません。そういった状況もありますので、調査研究と申しましたけれども、その辺につきまして、今度総務省のほうで出したあれには金額等は出てないというふうに聞いておりますけれども、その辺の内容もちょっと検討したいというふうに思いますし、今回のことだけではなくて、今災害といいますか、自然災害等につきましても頻繁に起きる状況にもございますので、そのことも含めて団員の方々の意向ではないにせよ、こちらの誠意を見せる時期、誠意というものを早目に出したいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

今、町長の大変力強い言葉聞きまして、私も安心をいたしております。

あと、その報酬等々だけでなく、やはりいろんな団員が活動しやすいような整備、装備を今してもらっておるわけでございますが、なお一層団員が本当に喜ぶというのはちょっとおかしいんですけれども、いろんな活動の中で出てこられるような環境づくりも私は町のほうからもっとやはりしてほしいなと思っております。今各分団に毎年1台ずつ軽自動車を入れておりますが、やはりもしできるのであればもっと早目に、予算の都合上でよろしいんですけれども、もっと早い時期に台数がそろそろような、各分団に将来は3台を入れるということで今お願いをしておるんですが、その年次をもう少し短くしていただければなおいいのかなと思っております。

あと、幹部の報酬は、私は要らないと思うんです。団員が今300から

400ですか。幹部は565名のうち幹部150人近くおりますから400名ですか、400名の団員でありますので、そんなに費用はかからないのかなと思っております。もしないというのであれば、私、団長の報酬を返納してもよろしいので、その辺をよろしくお願いをしたいと思います。

あと、今からいろんな面で消防団が活動しやすいような体制づくりも今後していかなければいけないのかなと思います。ですから、事業所だけでなくやはり会社のほうにでも町長の名前、幹部の名前を付して協力もらうような、各消防団員がいる会社にそういう要請状みたいなものもやはり出して、いざ災害があったときはよろしく出動をお願いしますというようなものを、事業所だけでなくやはり団員がお勤めになっている会社、7割以上が今そういうお勤めしながら活動しているわけですから、そういうのは町長名で要請文を出していただければなおよいのかなと思うんですがいかがでしょうか。

議長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）  
要請文、町から出動しやすいような要請文ということだと思えます。そういったことを町からお願いしてご協力を願うということは、それはできると思えます。この間、東日本の会社の方が、これは志田町地区にお住まいの方が消防署に行って、消防団にはどうやって入ったらいいんだというふうな問い合わせをし、そして消防団に入ってもらったという経緯もございます。そういった新しい方々もそういった意欲があるわけでございますので、会社のほうにもその大切さ等は町としてもお伝えをして、ご協力をいただけるようなそういった要請と申しますか、お願いと申しますか、協力体制をお願いすること、そういったことも機会あるごとにお願ひしたいと思いますし、文書で出すというのはどういった出し方があるのかわかりませんが、その辺は研究したいと思いますけれども、あと隊友会とか大和町の企業懇話会とかもございまして、そういった機会にもお話をさせていただいて、企業の方々にご理解をい

ただくと、そういったこともできるのではないかというふうに思っているところです。

議長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

わかりました。今後ともいろいろな諸問題ございましょうが、どうぞよろしく願いを申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 （大須賀 啓君）

以上で平渡高志君の一般質問を終わります。

続きまして、13番高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

それでは、お尋ねをします。

昨年の大震災を通じ、沿岸部被災自治体が住基台帳などの喪失で行政機能が麻痺し混乱を深めたことは教訓として忘れてはいけない。こうむった災害からの復旧、そして以前の暮らしを取り戻していく復興で司令塔となるのが住民の最も近くに存在する行政機関である役場であります。そして、その活動の基盤として必要不可欠な要素の一つが情報システムであります。10年前であれば紙と鉛筆で業務を進めることもできたんですが、現代では情報システムの存在を前提に介護保険等さまざまな住民のための制度が設計されており、システムが稼働していないと制度そのものもとまってしまうという現状であります。また、制度実施の基礎となる住民情報、税務情報、さらに役場内での情報共有やコミュニケーションあるいは県、国とのやりとりにも当然メール等のやりとりというのも現代では欠かすことのできない通信ツールになっているということでもあります。あらゆる業務や活動がコンピューター化されており、情報システムの一部がとまるだけでもその影響ははかり知れないと言って

も過言ではありません。

行政コストを大幅に圧縮し実質的な業務の標準化を推進する方策として、自治体クラウドの導入の必要性はこれまでも何度か町長初め執行部の方々と議論を行ってまいりました。今回、加えて震災発生により被災した町民を支援する上で不可欠な住民基本台帳、財務会計の復旧にまず着手しなければならないという緊急事態を想定した重要データの管理対策は他に優先されるべき課題である。役所が管理する行政文書の安全確保に大きな効果が見込まれる自治体クラウド、サーバーのベンダー管理、この構築に早急に取り組むべきと思いますので所見を伺います。以上です。

議長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、東日本大震災で津波被害が大きかった市町村、自治体が住民基本台帳など多くの行政電子データを喪失し、行政機能が麻痺、混乱を深めたことは否めない事実として受けとめております。役場サーバー室は、震度7の大きな震度にも対応できる免震システムを備えており、サーバー等電子機器には被害がない状態でありました。また、行政電子データを毎日バックアップしてもしもの状況に備えているところでございます。

自治体クラウドとは、地方自治体の情報システムを都道府県のデータセンターに移し、複数の市町村がシステムを共同で使うことができる環境、またはその環境をつくる取り組みを指すものです。サーバーなどITシステム構築に必要な機器をデータセンターに置いてネットワークを介して共同利用を可能とすることでございます。しかし、宮城県にしましては、宮城県電子自治体推進協議会自治体クラウド専門部会が平成22年12月に設置され勉強などをスタートしたばかりであり、自治体クラウドによるシステムは宮城県ではいまだに導入されていない状況であります。仮に大和町だけが先行し単独で導入した場合には、多額の費用と



支出が予想されます。また、先行して自治体クラウドを導入している自治体の事故等を検証してみますと、災害等で通信回線に被害を受け役所とバックアップしたところとの回線が不通のため行政機能が麻痺したなどの事例がございました。このことから、自治体クラウドの導入につきましては、宮城県の意向や他の自治体の動向を踏まえながら検討していきたいと考えております。

なお、万が一の大災害に備えまして、現在毎日庁舎内でバックアップをしておりますが、さらに外部の施設等に暗号化するなど安全を確保した上でデータを定期的に媒体でバックアップ管理する方法もあるというふうにも考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

それでは、お尋ねをします。

昨年の震災時においては、大和町のサーバーには異常がなかったと。大変結構なこと。それで、今のお答えでは、今後も含めて耐震設計のサーバー室を備えているから万全だという考え方に立っているということでしょうか。昨年度は誰しもが想定外という言葉でそれまでの行われなかったことについて言葉としてくくってしまったという側面があって、今後それを体験した者としては二度とそういうことがあってはいけないんだという前提があるんだろうというふうに思います。そういった意味も含めて、この大和町において行政機能の中枢を動かすコンピューターシステム、サーバーがダウンするということは、現在は想定してないと町長みずからお答えになれるということ、確認をさせてください。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

万全かというご質問でございますが、先ほどお答えしましたのは、この間の震災時においてはとまることはなかったと。また、建物自体は震度7にも対応できる建物であるということが一つあるということです。これで万全というふうには思っておりません。火災の場合とかそういった場合につきましては、また震災とは違った意味でのそういった危機管理というんですか、が必要だというふうに思っております。そういった中でございますので、バックアップ一つやっておりますけれども、この方法としてもう1カ所にそういった機能を持ったものに、これは役場関係のということですが、そういった方法とか、データのバックアップして、毎日とはいかなくても1週間に一遍とかそういうのをとっておくとかそういった方法というのは今後いろいろ対応を考えていかなければいけないというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

万全ではないということで、そのバックアップは必要だという前提だということによろしいですね。

今お話のあったそのバックアップデータについてですが、現在はバックアップはしているけれども庁舎内でそのバックアップデータも管理しているという理解でよろしいのか。それに対して、今後については外部の施設に置いておく必要も検討しなければならないということ。今のお答えの中だと役場関係の施設だというようなお話をされました。ということは、おのずと大和町内での管理ということを念頭に置いてのご発言と理解してよろしいかお伺いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今申し上げましたように、役場庁舎、役場管理ということですから、大和町内を想定をしてお話を申し上げました。ほかに持っていった場合に、その別な管理の問題が出てくるということもありますし、サーバーのベンダー管理という意味でも、例えばA社にお願いをするという場合のそちらとのシステムのつながりが切れた場合どうするかとか、あとはそちらで万全とは言うものの1対1の管理の中で管理機能についての100%の安全管理が見込めるか等々あるわけでございまして、今お話ししている中ではそういうことを考えたときに庁舎一つ、ここにあります。例えば、まほろばホールとかそういったところにそういった施設を設けてそちらに一つといいますか、そういった形での管理体系ということのイメージでお話ししました。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

わかりました。

それで、今言ったようなことを近々にお考えになるということ的前提に、仮に大和町の本庁舎にあるサーバーがダウンしたと。何らかの災害によってダウンしたという前提で、例えばさまざまな証明書、例えば町に本籍を置く方は戸籍証明、そういったものが今言ったようなバックアップ体制の中で時間を置かずして復旧できるということまで想定をします。要するに、バックアップをするということは、そのバックアップデータを使って迅速な対応が可能になるということがバックアップの最大唯一の必要な理由ですから、そういうことができます。要するに、個人の銀行の口座を開設する場合だとか、免許証の再発行だとか、住民の方々が必要とするデータは速やかに発給できるまでのそういう外部バックアップデータの管理体制をとるといってところまでお考えいただいているということによろしいですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

バックアップ体制というのは、まずデータを保管するということが一つです。なくならないようにということです。ですから、少なくとも前日までのものが、一つがだめになってもデータとして残ると。もう一つ、発行ということになりますけれども、発行するとなりますとやはりそれなりのシステムがまた必要になってまいります。そのときに、すぐそれができるような体制までやるかとなれば、役場の窓口を二つ、三つ設けるという形の考え方になろうかというふうに思います。発行する場所が、例えばそちらでも発行できるような体制にするのかと言ったときには、現在そこまでの考え、ちょっと私は持っておらなかったところですが、今お話があってそういうことも必要なんだなと。そういうことも必要なんだなというか、あればいいんだろうけれども、そこまでやり切れるのかなという思いもございます。

今回の震災のときも銀行等でもそれがシステムができなくて、支店長さんの裁量とかで10万とかお支払いしたというような判断も聞いておりました。ああいったときにはどういうふうな、どのぐらいで復旧したのか、そういったものについてももっともっと研究しなければいけない課題なんだなと今改めて思ったところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

お答えの中に非常に気になった発言がございました。複数点ありますので順次お尋ねをしたいですが、自治体クラウドとは自治体の情報システムを都道府県のデータセンターに移して市町村がシステムを共同で使うことができる環境だというようなご説明をいただいたんですが、これはその手法のただ一つの方法で、要するにL G W A Nを使った場合にそういう形態があるということであって、自治体クラウドというのは必ず

しもそれではなくて、要するに先ほど町長申されたように、大和町がベンダーと直接契約をして、大和町のデータをベンダーに管理していただくという方法もあるんです。あるいは、県レベルではなくて全国の自治体とつなぐというような、共有化するというようなこともあるし、あるいは例えば黒川郡を例に挙げて言えば、黒川地域での連携というくくりもあるということで、そういったこともぜひ今回こういうくくりで終わらせるのではなくて研究をしていただいて、一方で個人でやるとすると非常に費用面で多大な経費がかかるというような書き方もしていますけれども、必ずしもそうではないんです。それよりも何よりも、県内ではいまだに導入されてないんだ、どこでもされてないんだという前提のお話でされているけれども、これは今現在でもそういう認識に立っておられるか、まずそれをお伺いします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
県内ではまだ導入されていない状況にありますということで、自治体クラウド、県としての組織が今動いているばかりでございますので、県として、全体としていう考え方。個々にやっておられるところはあるかもしれませんが。そこはちょっと確認はしておりませんが。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）  
去年の国の3次補正で、被災地域情報化推進事業というのがあるということは、総務課あたりで把握しているかどうか、ちょっと確認をいただきたいんですが。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その件につきましては総務課長から。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長 (伊藤眞也君)

去年の3次の補正でということですね。ちょっと私、まだこちらに来て浅いものですので、ちょっとその辺は確認させていただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

これは自治体のクラウドの導入についての補助事業なんです。これについて導入をされて、隣の色麻町だとか、宮黒で被災をされた七ヶ浜町だとか、涌谷だとか、これは独自に自治体クラウドの導入を昨年度の補正で勝ち取って、これは被災地対応ですから東北被災地と、あとは長野県あたりで同時期に大きな地震がございましたので長野県の一部ということです。そこを対象にして100億円、総事業費で予算組みをされて全国で15自治体が導入をしております。ですので、現在それに果敢に取り組んでいらっしゃるはこの近隣町村で3町、行っている。ですから、費用面でもそういう体制がなされておりますし、実際に取り組んでおられますし、それと何よりも先ほど言ったように、被災を考えたら地元の同じところ、例えば先ほどお話しがあったようなまほろばホールと庁舎というようなものではなくて、要するに遠隔地に、災害が起きた場合には全くそのエリアを外した中でそういう貴重なデータを保管するというのは、もう今回の震災を受けた後はほぼ常識になってきていると。それを国が積極的に推進をしているというような状況であります。ですから、

その補助金が云々ということではなくて、より研究をして全体の流れをよく把握をしていただいた上で、このことに取り組んでいていただかないといけないのではないか。

それと、もともとのこの議論、前提としてお話し申し上げたのは、増嵩する電子計算関係の予算ですか、これを何とか圧縮しようと、あるいは事務処理を軽減しようというものがこれまでの前提の話だったわけがあります。ですから、これをやることによって費用がかさむだとかということではなくて、これをやることによって費用が落ちるんだという前提で研究を続けていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

議長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

クラウド化につきましては、今お話しのとおり、費用等につきましてはも削減できると、縮小できるという考えの中で取り組もうというか、そういった方法もあるということで、去年、町で取り組む上での見直しをかけておるということです。基本的にはもちろんそういう考え方でございます。今回このことにだけに特化してこうやった場合にという話をさせてもらいましたけれども。

それから、各地区でやっておられると。色麻さんでもやっておられる。無線ではちょっと聞いていましたけれども、FM放送です。

それから、遠隔地でというのももちろんそれは、場所的に言えばそうなんだからかもしれません。ただ、それが寸断された場合にどうするんだとかそういったもう一つの課題が出てくるんだと思います。それで、あとその相手方をどこまで信頼するか。それほど情報が非常に、大事な情報でございますので、あと相手方の将来性とかそういったこともある。いろいろ考え方場合に、本来であれば県とかそういったところでまとまって、国でも結構ですが、そういったことでやれば本当は一番みんな安心してといいますか、同じシステムでやればいろんな、例えばいろんな、

ちょっと変わりますけれども、制度が変わった場合でもすぐさっと一緒にやれるとか、一回にちょっと変わるだけで何百万かかるとかそういうことなくてできたりということも可能なんではないかというふうに私は素人ながらに思っているんですが、そういう形でできればということでございますので、クラウドにつきましてはおっしゃるとおり、費用がこれをやることによってプラスになるとかということではなくて、全体とすれば縮小されいろんな部分で効果が上がるという前提で考えております。

議長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

13番 （高平聡雄君）

このほかに23年度から特別交付金でこの自治体のクラウド化についての措置がなされるようになっております。ですから、もう制度的にも万全にそれこそクラウド化推進に向けての体制は整っております。ですから、昨年度については、その特別交付税とあわせてそれ専用の補助金、二重に去年の場合は乗せたんです。ですから、ことしは残念ながら昨年の第3次補正について、クラウド化についての特化した補助制度は消えました。それについて総務省のほうに確認をしたならば、それは先ほど言った特交のほうでもうちゃんと手当てをしているから全国の15自治体から改めて申し出があったものについてはそういう措置をしたけれども、今後についてはその特交でやらせていただきますという回答でありました。

どうも今お話あったように、宮城県がやらないからおれらもやれないんだというのは、これは論理としては、おれは悪くないよと、相手が悪いんだよというような言い方にも聞こえなくもないんです。ですから、自分たちでできるか、できないかというのをみずから検証しなければならないというのが私の言い分なんです。ですから、制度的なものあるいは技術的なもの、そういったものについても研究していただきたいと思っておりますし、先ほどお話で申されていた仮に遠隔地からの通信網が寸断された



場合にどうするんだというような懸念もあるという一つの例を申されましたけれども、これも確かにそのとおりでしょう。でも、今の時代、それを考えないクラウドなんていうのは逆に言うとなんです。通信網の多重化だとかそういったことも含めて検討は当然なされておりますし、そうでなければベンダーとしての役割は果たせないということでありまして、例えば5年たってもっといいものが出てきてコストも安くなるのではないかと、そういうことについても、基本的には今我々が議論してやっている後年度負担を抱えて債務負担行為をやっているやつもせいぜい5年とか7年でやっているわけです。それで更新をしているわけです。それと同じなんです。特に電子計算関係の機器類は日進月歩であるというのは当然のことです。そういった中でクラウドも変わっていくというのが前提で考えられておりますから、ですから今すぐ検討して、今すぐ導入しても5年後にはまた新たなものが出てくるという前提で物事を考えていかなければならないというふうに私は思います。

いずれにつけても、自治体クラウドについてももう少し研究、検討を具体的に大和町としてしていただきたいというのが大きな第1点。

それと、県と、あるいは国とそういったところに対して、私が今知り得ているものでは先ほど言ったような特交とそれの補助金だったのですが、それ以外にも導入に対するさまざまな援助策、例えば計画づくりのお手伝いだとかそういったこともあるやに聞いております。そういったことも含めて、この件について進めていただきたいということを最後に改めて申し上げて町の考え方をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

クラウドの研究を進めよということでございますが、ご案内のとおり、この大和町の電算システムにつきまして更新の時期が来ているということでいろいろ研究といたしますか、進めてきた経緯がございました。今回

震災があってそのクラウド化ということで新たに改めてそのやり方につきまして再度研究をしているところでございますので、具体的研究をということでございますが、それはもちろんしっかりやっていきたいというふうに思っております。

また、国、県の補助につきましても今いろいろあったところでございますが、そういったものにつきましてもやるからには幾らでもそういったものを有効活用して、こちらの費用が少なく効果的な更新ができるように努めてまいりたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

途中でありますが、暫時休憩します。

休憩は10分間とします。

午後2時00分 休 憩

午後2時11分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

次に、「町民の足」の確保と充実策についてお尋ねをいたします。

役場北側に交通ターミナルが整備中で来年4月の供用開始が予定されております。高速バス、路線バス、町民バスなどの利用が予想されておりますが、ここに来るまで東北運輸局あるいは県、バス事業者との協議状況とその活用策、活用計画についてどのように進んでこられたのか、お聞かせをいただきたいということでございます。

また、そもそも第四次総合計画では大和インター隣接の高速道バス停の活用を目的とした駐車場整備を計画しておりました。現在までの間に実現に至っておりません。当該高速バス停の活用は今後どのように進め

ていかれるのか。交通ターミナル供用にあわせて町民バスの活用策の一案として昨日松浦議員のほうからもご質問がございましたけれども、オンデマンドバスあるいはタクシーというものを運行することを検討するというので担当課のほうでさまざまな調査をなさっていらっしゃると思いますが、それが現在どのようになっているいらっしゃるのか。私としては、町民の利便性の向上や経費節減効果が十分見込まれるであろうということで、このオンデマンド化を推進すべきということではありますが、ご所見をお伺いしたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
それでは、「町民の足」確保と充実についてでございます。  
最初に、交通ターミナルの協議状況及び活用計画に関するご質問にお答えいたします。

まず、バス事業者との協議状況につきましては、路線バス、高速バスの運行事業者及びスクールバスを運行している私立高等学校並びに住民バスを運行しております郡内町村に対しまして直接に事業概要と工事工程等についてご説明を申し上げ利用のお願いをしているところですが、引き続き多くの方に利用していただけるよう工事の進捗状況等について関係者の皆様方にご説明を申し上げていきたいと考えております。

また、ターミナル利用に伴う路線バス等のダイヤ改正及び路線変更による東北運輸局との協議につきましては、事業者において協議を行っていただくことを確認しておりますし、宮城県とは郡内住民バスのターミナル利用による公共的施設を設置する場合の地方自治法の手続等について協議を行っております。

活用計画につきましては、平成22年3月議会におきまして整備事業計画についてご説明しましたとおり、特定道路への集中緩和を図り町民バスの結節による乗りかえ、移動、利便性を高め、仙台都市圏の北部拠点として他地域の住民を受け入れ広域的交流に寄与していきたいと考えて

おるところでございます。

次に、大和インター隣接の高速バス停の活用につきましては、高速道路を管理する東日本高速道路株式会社に相談いたしましたところ、そのバス停に停車できるバスがあれば町が運行主体と協定、運行会社の利用申請を受け開放することは可能であるとの回答がございました。ただし、高速バス停は開通以来閉鎖されている施設であり、利用できる状態までの整備費用は町で負担してもらうという条件でございました。

一方で、高速道バス停の利用に欠かせない駐車場の確保につきましては、サテライト大和の駐車所を一部借用して利用する計画でございましたが、サテライト大和でコンビニエンスストアへ貸し付けが決定され、交差点からの距離が短い中に専用の出入り通路を確保することの難しさも含め断念せざるを得ませんでした。高速道バス停の活用には駐車場が不可欠であり、それ以降の協議は中断しているところでございます。そのため、これにかわるものとして、大衡仙台間の高速バスが運行されておりますので、交通ターミナルの活用とその利用促進により仙台との時間距離短縮を図ってまいりたいと考えております。

次に、町民バス利用策としてのオンデマンドバスあるいはデマンドタクシー運行についてであります。松浦議員の質問でもお答えしておりますが、オンデマンド交通は事前の利用者登録をした住民が乗り合いで運行するシステムですので、空運行を回避できる効果があり利用者にとっての利便性が図られると考えられます。

一方、新たな予約システム機器の導入、オペレーター人件費の導入経費、運行費用の負担がふえるなどの課題が出てまいります。これらの課題も含めて従来型の町民バス運用とオンデマンドバスあるいはオンデマンドタクシー方式の活用などを現在研究しているところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

基本的なことでございますが、この役場隣接の交通ターミナル、来年4月供用開始ということで理解をしてよろしいでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
はい、今4月運行開始の予定で準備を進めております。

議 長 (大須賀 啓君)  
高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

その中に一部の大衡と仙台を結ぶ高速バス等の寄る機能も備えているというなお話でございましたが、もともとの四次総合計画にあったものはそれも含めて都市間高速バスというんでしょうか、仙台以外の遠隔地への高速バスをとめていただける可能性も含めて検討していただいていたというふうに私は認識をしておりました。それをさまざまな検討を執行部のほうで重ねて、さらには町長みずから最終的にこれは必要だという判断をなされて政策として計画の中に明記をしたものでございます。今のお答えの中では、計画した駐車場の確保が難しい、あるいはここへの設置というようなこともあって現在は協議を中断しているというようなことを申されておりますが、先ほども前提として申し上げた大和町の将来計画にのせて必要だというふうにあくまで検討されたものですから、その実現に向けて進むのが、これは私が申すまでもなく当然ご自身が一番それを望んでいらっしゃるというふうに思います。時代の変化あるいは状況の変化等はあるにしても、ご自身が掲げた政策を最後まで努力をされた上で、時期は別としても実現をするということは本来当然のことですし、当たり前なことだろうというふうに思いますので、改めてこれはあくまでも中断だと、将来のことを考えれば必要なんだという言葉は私はもう一度お伺いをしたいというふうに思いますので、ご心中をここでお答えをいただきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

高速バス利用の件だというふうに思っておりますが、現在のところ、先ほど申し上げたとおり、その状況につきましては、現在は使えないといえますか、使う状況ではないと。駐車場の確保につきましてもいろいろ検討しておったところでございますが、貸していただくほうの考え方として効果的な利活用ということでコンビニエンスのほうにお貸しされたということでございます。あそこのところ、もう少し残ってはいるんですけれども、今度進入路といえますか、そういったものを、あの道路から何本も出ることになりますので、要するにコンビニの部分、たまたま新しい駐車場をつくれれば駐車場の部分、またサテライトの部分、あの短い区間のところの中で進入路がそのぐらいできるということについては、警察のほうでも非常に難しいというようなお話でございました。したがって、現状では、今の段階ではちょっと難しいということでございます。高速交通につきましてはそういったこともありまして、今のところは断念といえますか、ストップしている状況でございます。

今回こちらのターミナルにつきましては、今国鉄バスのササニシキ号というのが走って国道を通っております。夜間通行しているということでございますけれども、もうあそこについては国鉄のほうに行ってお話をし、こういう施設について説明をしております。東京での判断ということで、あとそんなに乗降があるわけではないということ等もありましてまだ結論はいただいておりますけれども、地元の方といえますか、こちらの方は寒いところで立ってもらうよりもこちらに入ったほうがお客さんのためにはいいというような理解はしてもらっているところでございます。そういったことで、高速バス、こちらは今そういった大体といえますか、になっているところでございます。

今後将来的にあちらの高速バスを使わないのかということでございますけれども、今はそういう状況でございますけれども、かなりの本数通

っているということがわかっております、あそこです。それで、どれだけ利用性があるのかということもあるんだと思いますけれども、そういったことも含めて、あそこにああいったバス停というものがあるわけでございますので、それをせっかくあるものを全く利用しないでもいいのかということも含めると、まるっきりあそこでもう100%断念ということではなくて、現在まずこちらのほうをやってみて、あとその需要、バスのお客さんがいなければとまりません。その辺も言われております。バス停から何人乗るんですかと。それについて、1回とまることによって幾らだかお金を払うんだそうです、バス会社では。そういった採算性もあるということなものですから、その辺の見込みといったことも将来的には考えた中での考えというふうになってくるというふうに思います。まるっきり100%断念かといえばそういうことではなくて、そういった今後の需要等を見越した中で必要であればまたそういったことも考えていかなければいけないというふうには思います。

議長 (大須賀 啓君)  
高平聡雄君。

13番 (高平聡雄君)

まずは、ここの整備あるいはその有効活用、運用に力を注ぎたいということだろうというふうに理解をしました。まずそれは目前に迫っておりますので、当然優先してやっていただければというふうに思いますし、あと新規路線の開拓だとか、あるいは新バス停の開設だとか、これはいろんなリスクだとかストレスだとかそういったものは当然出てくるんだろうし、そのときに知恵だとか、あるいはその活用策に対するグリスというか、推進策というかそういったことを地元の方々として考えていかなければならぬというのは当然のことだろうというふうに思います。

背景として、今回のこの交通ターミナルをつくることにしても何にしても、交通体系の整備というのは町民から、ご承知のとおり最優先で取り組んでくれという要望の高いものであるわけです。そういった中で、

取り組みはやはり続けなければならないし、何よりも優先されなければならないという認識はお持ちなんだろうというふうに思います。そういった中のツールとしては、先ほど申された高速バスのバス停というのは大きな価値があるし、それをみすみすみ見逃すということはあってはいけませんし、現在大和町に注目を集めている企業進出等々のこの適期、好機を生かすことが内外ともに期待もされているだろうし、やる側としてはチャンスであろうというふうに思うわけであります。こちらにめどを早くつけていただいた上で、これでいいなんていうことはあり得ませんので、その活用策あるいはサテライトの駐車場の一角をさらに貸していただくということが不可のだとは私は思っておりません。また、諸課題についても町の積極的なそういう対応があれば必ずや解決策というのは当然出てくるんだろうというふうに思います。

ですので、これまで30年ですか、あのバス停は眠ったままであります。それを着目されて、これを活用しようと言ったのは、何度も申しますけれどもあなたなんです。ですから、これを必ず芽を出させて花開かせるということまでぜひ進めていただきたいと思いますが、もう一度お聞かせをいただきたい。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大和町の大きな課題としまして交通網の整備というのがございます。今はバスしかないという状況でございますし、そういったことで今回このターミナル構想といいますか、言ってみればハブ化といいますか、郡内のハブ化にもなろうかというふうな考えの中で進めてきました。また、昨年残念ながら宮城県でやった、試験的に準急というんですか、そういったバスを出そうという計画もあったんですが、昨年震災でちょっと断念というか中止になりましたので、そういったものにつきましても県のほうで再度そういった意向といいますかあるようでございますので、積極的に進めていきたいというふうに思っております。



また、それでいいということではもちろんなくて、その高速網についての、高速といいますか、道路網についての整備、環境整備といいますか、そういったものはこれからも進めていかなければいけないと。そういった中で、高速道路があるということ、そこにまたバス停もあるということでございますので、その優位性というか、それは利用しない手はないんだろうというふうに思っております。今企業さん、いろいろな方々来られておるところでございますけれども、場合によっては山形のほうから直接こっちに来るとかそういったご要望も、あそこにバス停があればという話、今全然わかっておりませんので、そういう企業さんたちにそういったお話をした場合にまたぜひという、また利用度、そういったものを使ういわゆるバロメーターになるご意見ももらえるかもしれません。そういった意味で、今後とももちろん、今後ともといいますか、あそこについては利用できればいいですし、うんと利用されればそれだけ町が活性化につながるということですので、そういった意味合いではその考え方は基本的には持った中で交通体系の問題の一つとして持っていきたいというふうに思っております。

議長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

13番 （高平聡雄君）

それでは、その高速のバス停の活用については、ぜひ今後企業を巻き込んで、企業さんの利用促進もあわせて検討をしていただければというふうに思います。

オンデマンドのタクシーあるいはバスのことですが、先ほどのお答えで、この供用開始、交通ターミナルの供用開始が4月だというお話でございますが、ということは、そこに合わせてオンデマンド化を導入するかしないかの一定の結論をそこで得るんだということで今研究、検討しているという理解でよろしいんですか。

議長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

来年の4月にここは開設して使い始めますが、そのときにオンデマンドを最初からやるかどうかといった場合に、そこまではまだ行ってないところがございます。まず、オンデマンドは今研究もしておりますけれども、今の状況で町民バスも走らせます。それで、その中で今度連結をしますので、他町村と。そういった中での需要といいますか、そういったものも含めて考えてまいりたいというふうに考えております。したがって、来年4月からオンデマンドを実行するというでなくて、まだもう少し研究の余地があるということ。4月からやらないからやらないということでもなくて、そういう意味であります。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

わかりました。それで、ここで課題として取り上げている新たな設備投資だとかのことを示しておりますよね。この費用の問題だとかこういうことについて、内部では当然考えたからこういうふうな課題があったんだろうと思いますが、これを具体的に、例えば民間のタクシー会社、現存するタクシー会社さんだとか、あるいは自前でというか通常のタクシー会社さんでないところへの委託の場合だとか、あるいは自前でのオンデマンドだとかそういったことについてさまざまなケースを想定した具体の検討というのは現時点ではなさっていらっしゃるんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

オンデマンドにつきましては、オンデマンドとはいえいろんな方法が

あると思います。いわゆるシステム、コンピューター化してやってしまってすべて一本化でやる方法。それにつきましては、設備投資がかなりかかってまいります。それから、例えばどこかに委託をして、例えばタクシー会社さん、そういうところにやった場合にやる方法。そうすると、人件費がかかってきますと。そういったケースがいろいろあるようでございまして、今方法といたしますか、それがオンデマンドといっても今言ったようにいろいろなものがある中でございますので、まず方法の洗い出し、そしてどれが見合うのかという検討でございます。まだ具体的に、例えばタクシー会社さんのほうにどうですかとかというところまではまだ行っておりません。

議長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

13番 （高平聡雄君）

わかりました。大体の概要をつかみましたが、時間をかけて具体的な検討を進めるということは、これは大変結構なことではございますが、時間との闘いということでもそのサービスの品質というものが、必ずしも時間をかけたから高くなるということでもなくて、適時判断を早めて住民サービスを提供していくということも必要なのではないかというふうに思います。何か今のお話をお伺いすると、いつやるのか、やらないのかよくわかりません、正直言って。ですから、そういうことではなくて、やることを前提にめどをここまでつけようやというリーダーシップを、町長、ぜひとっていただいて、やらないんだったらやらないということも含めて各担当課のほうに具体的な作業を急がせるということをやぜひやっていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。

議長 （大須賀 啓君）

以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。  
これで一般質問を終わります。

- 
- 日程第 3 「議案第 56号 大和町東日本大震災復興基金条例」
- 日程第 4 「議案第 57号 大和町児童館設置条例の一部を改正する条例」
- 日程第 5 「議案第 58号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の  
一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 59号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 60号 平成 24 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 8 「議案第 61号 平成 24 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予  
算」
- 日程第 9 「議案第 62号 平成 24 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 10 「議案第 63号 平成 24 年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」
- 日程第 11 「議案第 64号 平成 24 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第 12 「議案第 65号 平成 24 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第 13 「議案第 66号 平成 24 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第 14 「議案第 67号 平成 24 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第 15 「議案第 68号 平成 24 年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第 16 「議案第 69号 平成 24 年度大和町立宮床中学校屋内運動場増築工事  
(建築本体) 請負契約について
- 日程第 17 「議案第 70号 町道路線の廃止について」
- 日程第 18 「議案第 71号 町道路線の認定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第 3、議案 56号 大和町東日本大震災復興基金条例から日程第 18、  
議案第 71号 町道路線の認定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、議案書の 1 ページをお願いしたいと思います。

議案第 56号 大和町東日本大震災復興基金条例でございます。

東日本大震災の復興に資するため、宮城県が市町村被災者支援を目的  
といたしまして 330 億円を基金積み立てを行いまして各市町村に配分され

ましたけれども、平成23年度に配分が行われておりまして、本町につきましては8,332万9,000円の配分がございまして、このうち23年、24年度で使い切れなかった分2,500万円の積み立てを行いまして、平成32年度までの事業に対応しようとするものでございます。

この事業の対象につきましては、震災被害対応での被災者生活支援や地域コミュニティ支援、地域産業支援、防災対策支援等におけます国庫補助制度に該当しないものが基本となるものでございます。25年度以降につきましては、県の規定に基づきまして基金として積み立てを行っての事業対応の措置でございます。

第1条につきましては、設置といたしまして、東日本大震災からの復興に資するため、法律の定めに基づきまして設置する規定でございます。

第2条につきましては、積立額は予算の定める範囲といたしてございまして、今回は2,500万円となるものでございます。

第3条、第4条、第5条及び第6条につきましては、基金の管理等を定めるものでございまして、基金条例準則に倣いましての管理、運用収益の処理、処分、委任の定めでございます。

附則といたしましては、施行期日及び県の規定に定めておりますこの基金の最終期限の定めでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長（伊藤眞也君）

議案書2ページでございます。

議案第57号 大和町児童館設置条例の一部を改正する条例でございます。

これの説明資料を皆さんにお配りしておりますので、そちらを見ていただきたいと思いますが、条例議案説明資料、議案第57号から第59号関係の資料、これの1ページをお開き願いたいと思います。

新旧対照表でございます。今回の一部改正につきましては、10月1日からの行政組織の見直しによりまして児童館の所管が教育委員会部局の

教育総務課から町長部局の今回新しく設置されます子育て支援課に変更になりますことから、第2条第2項の協議会の委員の委嘱につきまして、「教育委員会が町長の意見を聞いて委嘱する」、これが現在の条文でございますが、これを新のほうの「町長が委嘱する」というふうに改めるものでございます。

議案書の2ページのほうに戻っていただきまして、附則としまして、第1項は施行期日でございます、この条例は、平成24年10月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置でございます、改正前の条例の規定に基づいてなされた行為は、改正後の条例によりなされたものとみなすものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長 （高橋 久君）

続きまして、議案書3ページをお開きいただきます。

議案第58号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表につきましては2ページを参照いただきたいと思います。

この条例の一部改正につきましては、本年5月3日から4日にかけてありました豪雨により、ため池3カ所、小野地区の長坂3号ため池、4号ため池、それから蒜袋の金沢ため池の3カ所でございますが、これが決壊し、その復旧に当たりまして受益者負担金、いわゆる分担金が発生してまいりますので、この分担金徴収条例の別表第2条関係の部分でございますが、この中に3といたしまして「平成24年5月3日～4日発生 豪雨災害復旧事業」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第59号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例であります。

改正内容につきましては、別冊、条例議案説明資料によりご説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

議案第59号関係、大和町水道事業給水条例新旧対照表であります。

改正の内容であります。給水条例の別表につきまして、大和町大字の学苑の下の段にリサーチパークとして開発、整備され新たに表示変更されましたテクノヒルズの全区域を加え、また流通平の下の段に大和インターチェンジ区画整理事業として整備され、住居表示変更のまいの一丁目、二丁目、三丁目、四丁目のそれぞれ全区域を加えた表示に改めまして、この新たに表示した区域を給水区域とするため条例の一部を改正するものであります。

議案書の4ページにお戻り願います。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するとするものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、議案書の5ページをお願いしたいと思います。

あわせまして、歳入歳出補正予算事項別明細書（第3号）ということで別冊の資料もございますので、そちらもあわせてご準備をお願いできればと思います。

平成24年度大和町一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳

出それぞれ2億8,150万7,000円を追加いたしまして、予算総額を90億4,460万5,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

第2条、地方債の追加及び変更であります。

議案書9ページをお願いしたいと思います。

こちらのほうにつきましては、まず地方債の追加でございまして、農業用施設災害復旧債320万円を追加するものでございます。

続きまして、10ページでございますけれども、こちらは地方債の変更でございまして、道路橋りょう補助災害復旧事業債を総額で5,600万円から6,030万円増額変更いたそうとするものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございます。

11款1項地方交付税でございますけれども、歳出見合いでの不通交付税9,617万6,000円の増額となっております。

13款分担金及び負担金1項3目1節農林水産業施設災害復旧分担金でございますけれども、本年5月、大雨によりますため池復旧債に対する受益者負担金107万5,000円を見込むものでございます。

15款国庫支出金1項2目1節公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、道路橋りょう災害復旧事業費897万1,000円でございます。

16款県支出金2項県補助金2目衛生費補助金1節保健衛生費補助金につきましては、被災者特別健診事業費といたしまして380万円を見込んだものでございます。

同じく3目1節のうち農業委員会交付金につきましては4万4,000円の追加見込み額を計上したものでございます。

同じく8目1節農地等災害復旧事業補助金につきましては、ため池災害復旧債に係る補助金842万4,000円でございます。

同じく9目1節東日本大震災復興基金交付金につきましては、先ほど条例でご説明申し上げました2,500万円でございます。

続きまして、4ページでございますけれども、16款2目1節河川費委



託金につきましては、西川にございます樋管操作委託金3,000円の追加交付となったものを見込んだものでございます。

17款財産収入2項1目1節土地売払収入につきましては、普通財産でございます小野岩倉字53番地内の山林の売り払い収入でございます。

20款1項繰越金につきましては、平成23年度からの繰越金のうち1億31万7,000円を今回歳出見合いで見込んでものでございます。

21款諸収入4項1目1節洞堀川除草業務受託事業収入につきましては6万9,000円の追加となったものでございます。

21款5項3目1節の雑入につきましては、地震災の影響によりまして管理不能となりました都市公園指定管理清算返納金185万円を見込んだものでございます。

22款町債の1項5目2節公共土木施設災害復旧事業債は、先ほど議案でご説明申し上げました2件の起債分で750万円を見込むものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長（伊藤眞也君）

6ページでございます。歳出でございます。

1款1項1目議会費の2節給料、3節職員手当等及び4節共済費につきましては、4月の人事異動に伴います一般職員の給料、各種手当及び共済費の調整を行ったものでございます。

以下、各款の2節、3節、4節の人件費関係につきましては、同様の調整によるものでございますので、説明は省略させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

3目財政管理費25節積立金につきましては、宮城県から交付されます交付金を同額の2,500万円の積み立てをしようとするものでございます。

続きまして、7ページでございますけれども、5目財産管理費13節業務委託料につきましては、新公会計制度に基づきます財務書類作成業務委託料67万2,000円、宮床字摺萩地内の町有地の雑木等刈り払い業務委託料44万5,000円となっております。

15節工事請負費につきましては、宮床摺萩地内にあります町有地におきまして地震及び大雨によりましてのり面崩壊が発生いたしておりますので、この復旧工事840万円を見込んだものでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長 （伊藤眞也君）

7目電子計算費でございます。13節委託料につきましては、所得税の源泉徴収制度、これが変更されまして、生命保険料控除額等が変わります。それに合わせまして、源泉徴収票の様式が変更されることになりました。これに伴いまして財務会計システムを修正するための業務委託料でございます。

10目無線放送施設管理費の11節につきましては、役場庁舎裏にあります防災無線鉄塔がございます。これの上部にアンテナを取りつけておりますが、その取り付け金具の一部に亀裂があることがわかりました。それで、その取り付け金具を交換するための費用、修繕費でございます。

15節工事請負費につきましては、防災行政無線を移設する工事費に不足が生じたことによりまして補正するものでございまして、今回集団移転によりまして現在利用していない升沢地区と三畑地区の防災行政無線4基を杜の丘地区、吉岡南第二地区など4カ所へ移設するために要する工事費の追加分でございまして、これにつきましては当初予算で措置し

ておりましたが、その後の資材費等の高騰によりまして不足額が生じたので今回補正計上するものでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長 （高橋正春君）

続きまして、13目諸費、負担金補助及び交付金につきましては、仙台人権擁護委員協議会負担金につきましては増額をするものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長高橋正治君。

町民課長 （高橋正治君）

2款3項1目戸籍住民基本台帳費11節でございます。新基本システム導入によります、新電算システムによります住民カシ台帳並びに印鑑台帳原票の印刷用紙代でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、3款、8ページ下のほうでございます。民生費1項1目の社会福祉総務費、次のページ、9ページ、お願いいたします。

28節繰出金でございます。この繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への必要経費、法定ルールに基づきます必要経費の繰出金でございます。

2目の老人福祉費、同じく28節でございます。この繰出金につきましては、介護保険特別会計におきまして、24年度、国等からの交付金等の収入増に伴いまして予算調整の結果、一般会計への戻し入れが生じたものでございます。

3目、続きまして5目ひだまりの丘管理費11節の需用費、修繕料でございます。この修繕料につきましては、ひだまりの丘の西側の角でございます、デイサービスのほうの西側の角にあります屋外の雨水排水管の雨どいでございますが、これが縦型の雨どいでございますけれども、集水管スタイルになっております。これ、さびによる老朽化による破損ということで、このたび交換修繕をお願いしたいものでございます。

あわせて、ひだまりのお風呂でございますけれども、浴槽を昇温専用器、お風呂の自動制御装置でございますサーミスター、これが老朽化しまして作動不能となりましたことにより交換修繕をお願いしたいというものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
町民課長高橋正治君。

町民課長 （高橋正治君）  
では、続きまして9ページ、6目後期高齢者福祉総務費28節繰出金につきましては、後期高齢者医療費特別会計への繰出金を減額するもので、人件費の調整によるものでございます。97万3,000円の減額でございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）  
続きまして、10ページ、4目の保育所費でございます。保育所費、7節賃金でございますけれども、この賃金につきましては、もみじヶ丘保育所の保育士1名、産休、お休みということで、この欠員に対する臨時職員の補充賃金でございます。

続きまして、次のページ、11ページ、お願いいたします。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費の28節でございます。繰出金でございます。この繰出金につきましては、水道事業会計への繰り出し、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰り出しでございます。水道事業会計

につきましては大崎広域水道からの受水留保解除分並びに簡易水道の高料金対策及び管理費に係る費用の未計上分の追加補正をお願いするものでございます。また、戸別合併処理浄化槽特別会計につきましては、人件費の調整に伴う減額補正でございます。

続きまして、2目予防費でございます。予防費につきましては、震災事業に関する健康診断の追加費用の委託料の増額でございます。

11節につきましてはパンフレットの印刷代、12節につきましては受診の通知書の発送代金、13節につきましては宮城県成人病予防協会への委託料でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長（高橋正春君）

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。

4款2項1目廃棄物処理費9節旅費につきましては、ごみ処理に関する先進地視察に要するものでございまして、郡内担当職員、黒川地域行政事務組合職員と合同で行うものでございます。

11節につきましては、宮床山田処分場内側溝修理に要する経費でございます。同じくクリーンステーションの改修に要するものでございます。

13節につきましては、宮床山田処分場への進入通路が先般の大雨により土砂崩れが生じたため撤去に要する経費を計上するものでございます。

同じく5款1項2目農業総務費18節備品購入費につきましては、落合ふるさとセンターへの暖房機の購入に要する経費でございます。

議長（大須賀 啓君）

町民課長高橋正治君。

町民課長（高橋正治君）

申しわけございません。9ページにお戻りください。

3款2項1目児童福祉総務費でございます。13節の委託料につきましては、あんしん子育て医療費の支払い委託、国保連でございますけれども、今年より中学生までの医療費を支払っておりまして、6月と7月の

分の医療費ができましたので、それについて24年度の見込み額を出しまして補正額をお願いするものでございます。

20節の扶助費につきしても、あんしん子育て医療費の年間所要額を算出したしまして増額を補正するものでございまして3,244万2,000円でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長（高橋 久君）

13ページをお開きいただきたいと思えます。

続きまして、5款の農林水産業費1項農業費の3目農業振興費19節負担金につきましては、宮城県青果物価格安定相互補償協会への平成24年度一般青果物価格補償事業に対する負担金でございます。補助金につきましては、産地育成対策事業としてマガリネギの管理機導入に対する補助でございまして、当初5台分を予定しておりましたが2台追加されたものでございまして、その追加分をお願いいたすものでございます。

5目農地費19節負担金につきましては、吉田川溜池大和町外2市4ヶ町村組合に対する負担金でございまして、組合において本年、嘉太神ため池の機能診断劣化度評価調査、ため池のどれだけ劣化しているかといった内容の調査を行うことにいたしてございまして、この調査はどれだけ劣化したかの測定、評価や整備補修年次計画等を作成するものでございまして、事業費が全体で500万円を予定しておりまして、そのうち県の補助分が3割でございます。残り350万円を構成市町村の分担金の割合で負担しようとするもので、大和町につきましては65.1%に当たるものでございます。

その次の県営ため池等整備事業、大角地区の経済算定費につきましては、当初事業費200万円に対する町負担分2分の1、100万円を予算化しておりましたが、単価等の入れかえ等によりまして事業費が増項しまして90万円の増となったことから、その2分の1でございまして45万について負担の増をお願いいたすものでございます。

28節繰出金につきましては、農業集落排水特別会計に対する繰出金の減額でございます、人件費の調整によるものでございます。

続きまして、2項林業費1目林業振興費でございます。11節につきましては、石塚林道の土側溝の土砂撤去に要するものでございます。以上です。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長（千葉恵右君）

続きまして、7款1項1目土木総務費でございます。

12節につきましては、大和リサーチパークの県道仙台大衡線から西側の開発に伴いまして、既存の町道、山下大沢線、旧道の用地ですが、この用地を取得するに当たりまして不動産鑑定を行うものでございます。

13節委託料でございますが、道路台帳作成及び修正委託料の費用でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

2項1目道路維持費は、町道維持管理費、車両管理費、除雪に要する経費でございます。

7節賃金につきましては、除雪補助員でございます。

11節需用費でございますが、町道舞野蒜袋線、これが豪雨によりましてたびたび通行どめというふうになってございますので、通行どめの注意看板を作成するとともに、道路パトロール車2台、軽トラック1台の冬用のスタッドレスタイヤの購入代、それから除雪の協力をお願いいたします住民へ周知するためのパンフレットの印刷代でございます。

12節手数料でございますが、町道若畑線災害復旧工事を行った際に、土地所有者から土地の寄附の申し出がございましたので、その土地の分筆登記の手数料でございます。

13節委託料につきましては、除雪に係る業者等への委託料でございます、平成22年度実績見合いとしてございます。

14節使用料でございますが、除雪機械のタイヤショベル代、1台を借

り上げるものでございます。

15節工事請負費でございますが、町道山田線側溝修繕工事、それから大角大松沢線の側溝修繕工事、町道石倉線の側溝修繕工事、町道下草三ノ関線の舗装修繕に係る費用でございます。

16節原材料でございますが、道路の日常管理のためのアスファルト合材、側溝のふた等の購入代及び除雪に対します融雪剤を購入する費用でございます。

続きまして、2目道路新設改良費でございますが、町単独事業、国交省の補助事業に係るものでございまして、11節の需用費につきましては、天皇寺高田線バスターミナルの待合所におけます消耗品、ごみ箱等ですが、これの購入代の費用でございます。

14節使用料でございますが、旧役場に隣接いたします町道町裏西道線の道路敷地11.81平米の借地料でございます。

15節工事請負費でございますが、町道吉田落合線道路改良工事に伴いまして交通管理者との協議の結果、ガードレール及び案内標識等の設置が必要となりまして、その所要額を計上いたすものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

3項1目河川費でございます。

13節委託料でございますが、県管理の西川樋管操作に係ります樋門の点検、操作の点検の委託料でございます。通常10回、臨時の2回を予定をしております、宮城県から大和町が委託を受けておりますが、さらに大和町と鶴巣大崎地区で委託契約を締結しておるものでございまして、毎年県の積算で行っております、当初予算計上とした時点との差額を計上するものでございます。

続きまして、4項2目下水道費でございます。

28節繰出金につきましては、人件費及び災害復旧工事の確定見込みによります補正でございまして、下水道事業への繰出金でございます。

続きまして、3目公園費でございます。

11節需用費につきましては、公園除草剤の購入費用及びもみじヶ丘1号公園の遊具の修繕料でございます。これはコンビネーション遊具のチェーンのネットの交換でございます。並びに城内大堤公園のフェンスの



修繕料でございます。

15節工事請負費でございますが、まほろば公園、これは役場の東側に位置してございますが、水飲み場が冬期間に凍結破損したために撤去をしまして再設置を行う費用でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

5項1目住宅管理費でございます。

11節需用費につきましては、下町住宅の雨漏りの修繕を行うものでございます。

15節工事請負費でございますが、山の神住宅4棟の解体工事を行うものでございます。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長伊藤眞也君。

総務まちづくり課長 (伊藤眞也君)

続きまして、8款1項2目非常備消防費でございます。

9節旅費につきましては、第18回全国女性消防団活性化秋田大会、これがございますので、これに参加する10名分の旅費及び費用弁償でございます。

3目消防施設費につきましては、12節役務費は旧役場庁舎の南側にございます消防自動車車庫、この移築に伴います完成検査手数料を計上するものでございます。

13節委託料につきましては、消防自動車車庫移築に伴います施工管理業務委託料でございます。

15節工事請負費につきましては、同じく消防自動車車庫、この工事費につきましては当初予算で措置しておりましたが、その後の建設資材や人件費等の高騰によりまして設計の見直しが必要となり積算し直しましたところ不足額が生じたので、今回補正計上するものでございます。

また、中町地区に民地をお借りして昭和40年代に設置しておりました20トンの無蓋の防火水槽、これが老朽化しましたこと及び近くに消防水

利がありますことから不要になりましたので、今回撤去するための工事費を補正計上するものでございます。

また、落合相川地区にございます小型ポンプ庫、これ石積みのものでございますが、昨年の東日本大震災によりまして被害が生じまして倒壊の危険がございますので、今回解体費用を計上するものでございます。

なお、このポンプ庫にかわるものとしましては、同じ敷地内に小型動力ポンプ付きの軽積載車用の車庫を新たに建設しておるところでございます。

27節公課費につきましては、消防の上町班の消防自動車、これの車検に伴います自動車重量税、これがことしの5月1日より税率が変更となりまして、車を取得後18年以上経過している車は若干高くなりまして不足分を生じましたので補正計上するものでございます。

4目水防費でございますが、15節工事請負費につきましては、砂金沢地区の水防倉庫の工事請負費、当初予算で措置しておりましたが、これもその後の建設資材等の高騰並びに基礎工事費に一部不足額が生じておりましたので、今回補正計上するものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

それでは、18ページ、9款教育費1項教育総務費2事務局費、うち11節需用費、その食糧費でございますが、これにつきましては小学校親善陸上記録会の事前指導のときの講師昼食代分となっております。

19節負担金補助及び交付金、うち負担金につきましては、黒川郡教育研究会への負担分でございます。

続きまして、2項小学校費の3節施設整備費11節需用費でございます。これにつきましては、吉岡小学校ほか3校の施設修繕料でございます。

次に、3校中学校費でございます。

19ページをお開きいただきたいと思います。

4節及び7節につきましては、学級支援サポーター2名分に要します

社会保険料分の組み替えというふうな補正でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）  
生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（森 茂君）  
19ページをごらんください。  
4項2目公民館費、賃金でございます。事務補助員に係ります12万円、  
お願いするものでございます。

議長（大須賀 啓君）  
教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）  
それでは、教育費の5項保健体育費、うち7目の学校給食センターで  
ございます。  
これにつきまして、まず12節役務費、うち手数料につきましては、廃  
棄用真空冷却機の撤去処分に要します費用でございます。  
13節委託料、うち業務委託料につきましては、学校給食調理等業務委  
託契約の確定に伴います減額補正でございます。  
14節使用料及び賃借料、うち清掃用具借上料につきましては、ダスキ  
ンマット借り上げに要します費用でございます。  
18節備品購入費、うち機械器具費につきましては、学校における食指  
導対応備品のノートパソコン1台の購入に要します費用でございます。  
以上でございます。

議長（大須賀 啓君）  
産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長（高橋 久君）  
続きまして、10款災害復旧費1項1目農業用施設災害復旧費の15節工

事請負費につきましては、本年5月3日から4日にかけての豪雨により被害のありましたため池3カ所、長坂3号、4号ため池、それから金沢ため池でございますが、これらの災害の復旧に要するものでございます。

また、あわせて現在林道災害復旧工事を行っております林道高倉線の工事区間におきまして、豪雨等によりましてのり崩れ等が発生してございます。その増破分についての工事請負、あわせて現在工事区間の中での増破分についての復旧を行うとするものでございます。

続きまして、21ページをお開きいただきたいと思います。

19節の補助金につきましては、これも本年5月3日から4日にかけての豪雨による農業用施設等小災害復旧箇所の追加分、6月で19カ所の予定をしておりましたが、追加で24カ所分、今回復旧をしようとするものでございまして、これにつきましては1カ所40万円未満の小災害でございまして、1カ所当たり、そのうちの7割、28万円を限度として補助しようとするものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 （千葉恵右君）

続きまして、10款2項1目道路橋りょう災害復旧費でございます。

本年の5月3日から4日にかけて発生いたしました低気圧によります豪雨の道路、河川の災害復旧費に要する経費でございます。

11節需用費でございますが、災害のときに要するというところでブルーシート等の購入、それから災害査定時に使用いたしますコピー代等、それから町道升沢線、これの暗渠の修繕費用でございます。

15節工事請負費でございますが、町道南谷地線ほか6路線、小西川ほか3河川の補助に満たない単独の災害復旧工事と、それから町道升沢線及び山田川3カ所、窪川1カ所の国災の復旧工事に要する費用でございます。

続きまして、10款3項1目土木災害復旧費でございます。

昨年3月に発生いたしました東日本大震災のその後の余震等によりまして舗装沈下等が進みまして、それらの復旧に要する費用でございます。

15節工事請負費につきましては、町道山田二ノ関線ほか25路線の復旧工事に要する費用でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ここで暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後3時17分 休 憩

午後3時27分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長高橋正治君。

町民課長 (高橋正治君)

では、続きまして議案書の11ページ目をお開き願いたいと思います。

議案第61号 平成24年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)でございます。

平成24年度の大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,566万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億316万8,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正」によるものでございます。

事項別明細書の31ページ目をお願いいたします。

歳入でございます。

6款2項2目2節は、特定健康診査等追加健康支援事業の追加県補助金であります。特定健診の法定の項目のほか、被災地の健康状態を把握するためのクレアチン検査、肝機能、尿酸の検査、痛風の項目を県の単独事業として10分の10交付されることに伴う予算措置でございます。

9款1項1目3節は、職員の異動による職員給与費等の繰入金でございます。

10款1項2目1節は、前年度からの繰越金でございます。

32ページ目をお願いいたします。

7節賃金は、各種受給者証等の発送事務補助事務員の賃金でございます。今回は国保健康保険証が新たに変わりますので、限度額認定証等についても新たに発送いたします。

11節需用費は、新機関システム、電算システムの変更によります国保健康保険証、高齢者受給証、限度額認定証等の印刷費でございます。

19節委託料は、電算システムの変更に伴い国保健康保険証等の記号番号が変わりますので、宮城県国民健康保険団体連合会へ健康保険証を発行する際のシステムの改修料でございます。

続きまして、7項1項1目特定健康診査等事業費でございます。

8節報償費につきましては、第1期特定健診実施計画が今年度までになっており、第2期計画、平成25年から29年の策定に当たり宮城大学の協力を得て行うもので、宮城大学看護学科安齋教授にお願いするものでございまして、その謝礼金でございます。

11節は、特定健診実施計画の印刷費でございます。

13節委託料は、特定健診実施計画を宮城大学との協力で行いますので、データの分析等を行うため健診データ分析ソフト導入等を当初予算でいただいておりますが、13万2,300円をやめまして特定健診受診率が本町では48%から49%の横ばい状態にありますので、国の目標の65%に達していませんので、特定健診受診率向上対策事業として79万8,000円を計上したものでございます。

続きまして、9款1項3目償還金につきましては、平成23年度の療養給付費負担金、出産一時金補助金確定による返還金でございます。療養費負担金につきましては2,178万331円、出産補助金確定による返還につ

いては18万円でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして、議案書の13ページをお願いいたします。

議案第62号でございます。平成24年度大和町介護保険事業勘定特別会計の補正予算でございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ481万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億6,018万9,000円とお願いするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の款項の区分等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の39ページ、お願いいたします。39ページでございます。歳入でございます。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費負担金につきましては、平成23年度の介護保険料給付費におきまして、宮城県の支払基金というところより交付金が入っておりましたが、23年度分の精算確定によりまして不足分がこのたびおくれまして24年度に242万6,000円入金されることになったことによるものでございます。

5款2項1目交付金でございます。これにつきましては、宮城県からの財政安定化基金というものでございまして、これにつきましては宮城県におきまして介護保険料補填金としまして積み立てをしており、この基金がこのたび平成24年度より保険料県内一斉改定によりまして全市町村に精算交付されたことによるものでございます。

7款の繰入金でございます。1項1目一般会計繰入金につきましては、大和町、本町の一般会計からの法定繰り入れでございまして、4月の職員の人事異動によります職員給与手当等の差によります減額でございます。

同じく2項1目財政調整基金繰入金でございますが、町の財政調整基金からの繰り入れでございますが、当該特別会計の予算調整の結果、当

初見込み額よりも減額にて執行可能ということになりまして、基金への戻し入れを行うものでございます。

8 款繰越金 1 項 1 目繰越金につきましては、平成23年度からの繰越金が確定したことによるものでございます。

次のページ、歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費の15節工事請負費につきましては、グループホームすずらの火災感知器28個ほか火災通報装置、専用電話等一式の工事請負費をお願いするものでございます。

続きまして、3 款諸支出金 1 項 2 目の償還金につきましては、これにつきましては介護保険料の平成23年度の国、県からの各種交付金、負担金、この23年度の実績が確定したことに伴いまして、本町へ過払いとして入っておりました補助金等、負担金等につきましては、国、県等へ償還、還付するものでございます。

4 款の地域支援事業につきましては、人件費の調整等でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)  
財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)  
議案書の15ページをお願いしたいと思います。

議案第63号 平成24年度大和町吉田財産区特別会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出予算にそれぞれ382万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を1,073万4,000円とするものでございます。

補正予算の款項の区分につきましては、「第1表」によるものでございます。

事項別明細書、45ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、5 款諸収入 1 項 1 目 1 節のうち森林総合研究所分収造林管理費支出金382万2,000円を見込んだものでございます。

歳出につきましては、2 款総務費 1 項 3 目の森林総合研究所分収造林管理費13節委託料でございますけれども、吉田檀ノ下地内にございます



作業道の新設測量設計委託料及び修繕等の経費委託382万2,000円でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）  
町民課長高橋正治君。

町民課長（高橋正治君）  
続きまして、議案書の17ページ目をお願いいたします。  
平成24年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。  
平成24年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。  
第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,471万1,000円とするものでございます。  
事項別明細書の47ページ目をお開き願いたいと思います。  
歳入の3款1項1目1節は、人件費調整によります一般会計からの繰入金金の減額でございます。  
歳出の1款1項1目の一般管理費の2節から4節までは、職員の異動による人件費の調整でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）  
上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）  
それでは、議案書の19ページをお願いいたします。  
議案第65号 平成24年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。  
第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,628万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,860万円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、地方債の補正であります。地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

21ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正であります。追加分といたしまして、公共下水道事業の繰上償還の借換債となる下水道債1億3,370万円の借り入れ計上でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

詳細につきましては、事項別明細書の52ページをお願いいたします。

歳入であります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費及び地震災害復旧工事の確定見込みによります補正でございます。

5款1項1目繰越金につきましては、歳出見合いの財源調整によります前年度繰越金の補正計上でございます。

7款1項1目下水道債につきましては、補償金免除の繰上償還金に係る下水道借換債の計上でございます。

次に、歳出であります。

1款1項下水道管理費1目一般管理費につきましては、人件費の調整による減額補正でございます。

2項下水道建設費1目建設費につきましては、単独事業費といたしまして、人件費の調整と15節の工事請負費につきましては、地震災害復旧工事の確定見込みによる補正を行うものでございます。

2款1項公債費1目元金につきましては、補償金免除の繰上償還に係る借入金の償還金計上でございます。以上でございます。

次に、議案書の22ページをお願いいたします。

議案第66号 平成24年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳

入歳出それぞれ123万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,337万5,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書の59ページからで説明をいたします。59ページをお願いいたします。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整によります減額補正をするものでございます。

次に、歳出でございます。

1款農業集落排水事業費1項1目一般管理費であります。人件費の調整によります減額補正でございます。以上でございます。

次に、議案書の24ページをお願いいたします。

議案第67号 平成24年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第1号)について説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,323万円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の64ページをお願いいたします。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、財源の調整による減額の補正でございます。

5款1項1目繰越金につきましては、財源調整によります前年度繰越金の補正計上でございます。

次に歳出でございます。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費につきましては、人件費の調整による減額補正でございます。

2項の1目合併処理浄化槽建設費につきましては、人件費の調整と15節の工事請負費につきましては、昨年の地震により被害のあった浄化槽

6基分の補修工事費を補正計上するものでございます。

次に、議案書の26ページをお願いいたします。

議案第68号 平成24年度大和町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

第1条、総則でございます。平成24年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条の収益的収入及び支出であります。平成24年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。

第1款水道事業収益に4,723万4,000円を追加いたしまして8億3,337万6,000円といたしまして、1項営業収益に937万円を追加し7億2,516万2,000円、2項営業外収益に3,786万4,000円を追加し1億821万4,000円とするものでございます。

次に支出でございます。

1款水道事業費用に679万5,000円を追加いたしまして7億9,834万6,000円といたします。1項営業費用にも同額を追加いたしまして7億6,910万8,000円とするものでございます。

第3条の資本的支出は、予算第4条本文括弧書き中「2億2,500万7,000円」を「2億2,737万2,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金1億7,060万7,000円」を「1億7,297万2,000円」に改めまして、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出であります。

第1款資本的支出に236万5,000円を追加し3億1,626万3,000円とし、1項建設改良費も同額を追加して2億3,439万2,000円とするものでございます。

次に、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費ではありますが、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費を4,529万6,000円といたすものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書の71ページからご説明をいたします。

事項別明細書、71ページ、平成24年度大和町水道事業会計補正予算内訳書でございます。

収益的収入及び支出です。

収入であります。

1 款水道事業収益 1 項 4 目受託工事収益につきましては、落合、舞野地内における吉田川河川改修事業の北河原橋かけかえ工事に伴います水管の架設切り回し工事に係る国土交通省北上川下流工事事務所からの受託工事費として補正計上するものでございます。

2 項営業外収益 1 目他会計補助金の一般会計補助金であります。宮城県大崎広域水道からの受水留保解除分、簡易水道の高料金対策及び管理費に係る費用の未計上分を補正計上するものでございます。

次に、支出でございます。

1 款水道事業費用 1 項 1 目浄配水につきましては、人件費の調整による減額の補正でございます。

6 目受託工事費につきましては、収入の部分でご説明いたしました吉田川河川改修事業の北河原橋かけかえ工事に伴う水管の切り回し工事費について補正をいたすものでございます。

次に、72ページの資本的支出でございます。

1 款資本的支出 1 項 2 目鶴巢落合線配水管強化事業費につきましては、人件費の調整によりまして補正を行うものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

それでは、続きまして議案書27ページをお開き願いたいと思います。27ページをお願いいたします。

議案第69号 平成24年度大和町立宮床中学校屋内運動場増築工事（建築本体）請負契約についてでございます。

上記工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法

第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的でございます。平成24年度大和町立宮床中学校屋内運動場増築工事（建築本体）でございます。

2、契約方法につきましては、指名競争入札による請負契約でございます。

3、契約の金額でございますが3億3,600万円でございます。税込み金額となっております。

4、契約の相手方でございますが、仙台市青葉区花京院2丁目1番地62号、丸か建設株式会社仙台支店でございます。

それでは、別冊、議案第69号関係資料で教育総務課と表記してございます説明資料をお開きいただきたいと思っております。

1ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

1、入札の状況でございますが、入札の参加条件といたしまして8項目にわたっての条件を付しております。

①につきましては、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。要するに、一般競争入札の参加資格の欠落事項に該当しないことでございます。

②につきましては、大和町の建設工事入札参加資格の承認をされたものの。

③につきましては、県内に本社もしくは営業所を有する者であること。

④につきましては、大和町の入札参加資格の建築工事の格付が特級もしくはA級であること。

⑤につきましては、建設業法に規定します特定建設業もしくは一般建設業の許可を受けていることでございます。

⑥につきましては、この工事の業種に対応する国家資格を有する管理技術者もしくは主任技術者を工事現場に配置すること。専任での配置ということでございます。

⑦につきましては、指名停止を受けていないこと。

⑧につきましては、公共団体等が発注する建築工事で延べ床面積1,000平米以上の実績があり、完成引き渡しを受けているということでござい

ます。

以上のように8項目ございます。

次に(2)入札の方法でございますが、ダイレクト型の、誤字がございまして大変申しわけございません。「指名競争入札」ということでございます。大変誤字、「一般」となっておりますが「指名競争」のほうに変えていただきます。申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

次に(3)入札参加者は5社でございます、仙台市内の会社、5社がいずれも仙台市内というふうになってございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思えます。

(4)入札の結果でございます。記載のとおりというふうでございます。予定価格が3億4,600万円でございます、税抜きでございます。

入札の結果でございますが、丸か建設株式会社仙台支店の3億2,000万円、税抜きということで落札いたしております。落札率は92.49%ございました。

今回の2の事業概要でございますが、施工場所は大和町宮床地内。完成工期は平成25年2月28日としてございます。工事概要でございますが、屋内運動場、RC、鉄筋コンクリートづくりで一部鉄骨づくり、延べ床面積1,257.04平米、建築面積が1,435.65平米、直接基礎及び地盤改良による基礎形式、また既存校舎との接続の渡り廊下部分の建築工事につきましては、鉄骨づくりで延べ床面積、建築面積ともに27.34平米となりますのが今回の工事でございます、3ページの図面で申し上げますと、赤で建設位置と表示しております部分でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 (千葉恵右君)

続きまして、議案第70号でございます。

議案書28ページをお願いいたします。

町道路線の廃止についてでございます。

下記路線の町道を廃止することにつきまして、道路法第10条第3項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、整理番号1、路線名が舞野吉袋線、整理番号2が下舞野線、整理番号3が吉袋線でございます。

これにつきましては、今回大和インター周辺土地区画整理事業の換地処分に伴いまして、それぞれ新しい路線が町のほうに帰属をされております。それに伴いまして、旧路線を廃止しようとするものでございます。

都市建設課議案第70号、71号関係資料、これをあわせてごらんをいただきたいというふうに思います。

資料の2ページ目でございます。

町道認定路線名の一覧表というふうに記載をさせていただいております。

この表示のうち、青で表示をしておりますのが今回路線の廃止認定をお願いするものでございます。図面の中央部の下のほうに表としまして1、2、3、廃止ということで記載をしております。1番の舞野吉袋線については、図面の上の部分、10番というふうに書いています路線とラップしてございますが、この路線でございます。それから、2番目の下舞野線については、図面の下側の部分です。困むようになってございますが、11番、12番というふうに記載をしている番号とラップをしている路線でございます。それから、3番目の吉袋線については、県道大和松島線から真っすぐ中央部に伸びて舞野吉袋線に至る路線でございます。

今回の廃止の理由でございますが、既存の路線として認定をしてございましたけれども、今回の大和インターチェンジ周辺土地区画整理事業の換地処分に伴いまして、新たに路線認定をするに当たりまして3路線を一旦廃止をいたしまして新たな路線名をつけて認定をお願いするというものでございます。以上、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第71号でございます。

議案書29ページをお願いいたします。

下記路線の町道を認定することにつきまして、道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。



記といたしまして、整理番号1のまいの一丁目1号線から29ページの整理番号98の吉岡南第二4-6号線までの98路線について認定をお願いするものでございます。

路線の位置につきましては、先ほど使用いたしました議案書第70、71号の関係資料をあわせてごらんをいただければというふうに思います。

整理番号の1番から24番までにつきましては、大和インター周辺土地区画整理事業整理地内の路線でございます。8月24日に換地処分が行われまして、これまで道路の敷地については組合管理となっておりましたけれども、町のほうに移管をされましたので町道の認定を行うものでございます。

路線名でございますが、区画整理事業によりまして路線認定を行う場合につきましては、新しい住所名で路線名がわかるように管理を行うために、「まいの何丁目何号線」というふうにそれぞれ命名をしております。また、中に東北自動車道がございますが、高速道路の下をくぐるボックス内につきましては、町のほうに管理が移管されているということでございましたので、今回ボックス内を含めまして認定をお願いをいたすものでございます。

次に、説明資料の3ページ目でございますが、整理番号25番から98番までの吉岡南第二土地区画整理事業地内の74路線でございます。ここにつきましては、既に相当数の住宅、約300戸というふうになっておりますが、既に張りついてございまして、住民の皆様がご利用されております。道路管理を行うためには町道としての位置づけが必要でございますので、今回町道の認定をお願いするものでございます。

なお、この地区はまだ換地処分が行われておりませんので、町道の底地につきましては現在の旧字名を使用しております。エリアが広いということでございますので、ブロックをそれぞれ四つに分けまして、天皇寺地区の東側を1ブロック、それから洞堀川の南側の住宅地を2ブロック、それから同じく洞堀川の北側は3ブロック、それから都市計画道路高田大童線と国道457号線の中の住宅地を4ブロックというふうにそれぞれ区分けをいたしまして、それぞれ北側から順番に番号つけたものでございます。

なお、新字名、町丁目が決まりましたら、町丁名に沿った名称に改定をしたいというふうに考えております。

なお、図面の中で広い幹線道路、縦横がございますが、これらについては既に町道認定されておりますので、今回からは除外をしてございます。

さらに、図面の一番下、南側でございますが、町道吉田落合線から下の部分でございますが、これについては占用物件です。上下水道の取り扱いがちょっとまだ協議が整っておらないということから、今回は認定を見送るものとしたしまして、協議が整った時点で認定をお願いするものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、9月6日の午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後4時03分 延 会